

国家公安委員会・警察庁防災業務計画

令和 3 年 6 月

作成 昭和 3 8 年 6 月

修正 昭和 4 2 年 8 月

昭和 4 5 年 3 月

昭和 5 2 年 9 月

昭和 5 5 年 2 月

平成 7 年 9 月

平成 9 年 1 1 月

平成 1 2 年 7 月

平成 1 5 年 2 月

平成 1 6 年 3 月

平成 1 9 年 1 月

平成 2 4 年 3 月

平成 2 5 年 1 月

平成 2 6 年 3 月

国家公安委員会

警察 庁

目 次

第1編 総則	1
第1章 本計画の目的及び構成	1
第2章 実施方針	2
第2編 地震災害対策	3
第1章 国家公安委員会及び警察庁がとるべき措置	3
第1節 災害に備えての措置	3
第1 情報収集・連絡体制の整備	3
1 情報伝達経路の多重化等	3
2 多様な情報収集手段の整備	3
第2 情報通信の確保	3
1 通信の確保	3
2 情報システムの機能の確保	4
第3 警備体制の整備	4
1 職員の招集・参集体制の整備	4
2 災害警備用装備資機材の整備充実	5
3 警察災害派遣隊の運用	5
4 災害非常物資の備蓄	6
5 教養訓練の実施	6
6 業務継続性の確保	6
第4 交通の確保に関する体制及び施設の整備	7
1 交通管制施設及び交通管理体制の整備	7
2 緊急通行車両に係る確認手続の運用	7
第5 被災者等への情報伝達活動	7
第6 国民の防災活動の促進	7
第7 関係機関との相互連携	7
第8 複合災害対策	7
第9 自発的支援の受入れに関する調査等	8
1 ボランティアの受入れのための環境の整備	8
2 海外からの支援の受入れに関する調査等	8
第10 大規模災害警備対策に関する調査及び研究	8
第11 附属機関及び地方機関における措置	9
第2節 災害時における措置	9
第1 国家公安委員会の措置	9
1 国家公安委員会の招集等	9
2 緊急事態の布告の勧告等	10
3 国家公安委員会による交通規制に関する指示	10
第2 警察庁の警備体制	10
1 職員の招集・参集	10
2 警察庁災害警備本部等の設置	10
3 警察庁災害警備本部等の編成	11
第3 警察庁の措置	11
1 官邸への参集	11
2 緊急災害対策本部等への職員の派遣	11
3 情報の収集・連絡	12
4 情報通信の確保	13
5 警察災害派遣隊の派遣等広域的な支援のための措置	14
6 交通の確保	15
7 遺体の身元確認に関する関係機関との連携	15
8 都道府県警察の警察活動に関する調整等	15
9 国民等への情報伝達活動	16
10 関係機関との協力	16
11 自発的支援の受入れ	16

第4	附属機関及び地方機関における措置	16
第3節	災害の復旧・復興	17
第1	警察施設の復旧	17
第2	暴力団排除活動の徹底	17
第3	交通規制の調整	17
第2章	地域防災計画の作成の基準となるべき事項	17
第1節	災害警備方針	17
第2節	災害に備えての措置	17
第1	警備体制の整備	18
1	職員の招集・参集体制の整備	18
2	警察災害派遣隊の整備等	18
3	災害警備用装備資機材の整備充実	18
4	警察施設等の災害対策	19
5	教養訓練の実施	20
6	災害警備用物資の備蓄等	21
7	業務継続性の確保	21
8	被留置者への対応	22
第2	情報収集・連絡体制の整備	22
1	情報収集の手段及び方法	22
2	情報収集のための事前準備	22
3	被災状況の把握及び評価	23
第3	情報通信の確保	23
1	通信の確保	23
2	情報システムの機能の確保	23
第4	交通の確保に関する体制及び施設の整備	24
1	災害時における交通規制計画	24
2	交通管制施設及び交通管理体制の整備	24
3	緊急通行車両に係る確認手続等	24
4	運転者のとるべき措置の周知徹底	25
第5	避難誘導の措置	26
1	避難場所等の周知徹底	26
2	避難行動要支援者等への対応	26
3	管理者対策	27
4	広域的な避難者の受入れに関する調整	27
5	帰宅困難者対策	27
第6	被災者等への情報伝達活動	27
第7	住民等の防災活動の促進	27
1	防災訓練の実施	27
2	各種講習会等を通じた防災知識の普及	28
3	避難行動要支援者等に対する配慮	28
4	企業に対する防災思想の普及	28
第8	関係機関との相互連携	28
第9	複合災害対策	28
第10	危険箇所の調査	28
第11	重要施設の警戒	29
第12	ボランティアの受入れのための環境の整備	29
第13	大規模災害警備対策に関する調査及び研究	29
第3節	災害時における措置	29
第1	警備体制	29
1	職員の招集・参集	29
2	広域的な支援体制	30
3	警備体制の種別	30
4	災害警備本部等の設置	30
第2	情報の収集・連絡	30
1	被害状況の把握及び連絡	30
2	多様な手段による情報収集等	30

第 3	救出救助活動等	31
1	機動隊等の出動	31
2	警察署における救出救助活動	31
3	関係機関との協力・調整	31
4	航空機の運用調整等	32
5	感染症対策	32
第 4	避難誘導等	32
第 5	身元確認等	33
第 6	二次災害の防止	33
第 7	危険箇所等における避難誘導等の措置	33
第 8	社会秩序の維持	33
第 9	緊急交通路の確保	34
1	交通状況の把握	34
2	交通規制の実施	34
3	輸送対象の想定	34
4	交通規制の周知徹底	35
5	その他緊急交通路確保のための措置	35
6	関係機関等との連携	36
第 10	被災者等への情報伝達活動	36
1	被災者等のニーズに応じた情報伝達活動の実施	36
2	相談活動の実施	36
3	多様な手段による情報伝達	37
第 11	報道対応	37
第 12	情報システムに関する措置	37
1	電子計算組織の機能回復	37
2	災害警備活動に必要な情報の共有	37
第 13	関係機関との相互連携	38
第 14	自発的支援の受入れ	38
1	ボランティアの受入れ	38
2	海外からの支援の受入れ	38
第 4 節	災害復旧・復興	38
第 1	警察施設の復旧	38
第 2	暴力団排除活動の徹底	38
第 3	交通規制の実施	38
第 3 編	津波災害対策	39
第 1 章	国家公安委員会及び警察庁のとりべき措置	39
第 1 節	災害に備えての措置	39
第 1	津波警報・注意報等の伝達	39
第 2	情報通信の確保	39
第 3	災害用装備資機材の整備充実	39
第 4	交通管制施設及び交通管理体制の整備	39
第 5	国民の防災活動の推進	39
第 6	訓練の実施	40
第 7	教養等の実施	40
第 2 節	災害時の対策	40
第 1	津波警報・注意報等の伝達	40
第 2	関係機関との協力	40
第 3	広域的な部隊の運用	40
第 4	遺体の身元確認に関する関係機関との連携	40
第 2 章	地域防災計画の作成の基準となるべき事項	40
第 1 節	災害に備えての措置	40
第 1	津波警報・注意報等の伝達	40
第 2	津波からの避難誘導等	41
1	実態把握	41
2	避難場所の選定、避難路の複数指定	41

3	住民等への周知徹底	41
4	避難行動要支援者等に係る避難誘導體制の整備	41
5	避難手段の検討	42
6	活動要領の策定	42
第3	警備体制の確立	42
第4	警察施設等の災害対策	42
第5	交通管制施設及び交通管理体制の整備	42
第6	災害用装備資機材の整備充実	43
第7	教養訓練の実施等	43
第8	被留置者への対応	43
第2節	災害時の対策	43
第1	津波警報・注意報等の伝達	43
第2	被災者の避難誘導等	43
第3	被災者の救出救助活動	43
第4	身元確認等	44
第5	行方不明者の相談活動等の実施	44
第6	社会秩序の維持	44
第7	大量拾得物の処理	45
第4編	東海地震に係る措置	46
第1章	国家公安委員会及び警察庁がとるべき措置	46
第1節	地震防災応急対策に係る措置	46
第1	国家公安委員会の措置	46
第2	警察庁の措置	46
1	地震予知情報等の伝達	46
2	災害警備対策室の設置	46
3	災害警備本部の設置	46
4	地震災害警戒警備本部の設置	46
5	情報の収集・報告	47
6	都道府県警察の活動に関する調整等	47
7	即応部隊の運用に関する調整等	48
8	交通対策	48
9	情報通信の確保	49
10	関係機関との協力	50
11	警察施設等の点検及び整備	50
第3	附属機関及び地方機関における措置	50
第2節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	50
第1	警察通信施設の整備	50
第2	施設・装備資機材の整備	51
第3節	訓練、教養等	51
第1	訓練の実施	51
第2	警察職員に対する教養	51
第3	住民等への情報伝達活動	51
第2章	地方防災会議等が定める地震防災強化計画の作成の基準	51
第1節	地震防災応急対策に係る措置	51
第1	東海地震警戒警備本部の設置等	51
第2	地震防災応急対策に係る災害警備活動の基準	52
1	情報の収集・伝達	52
2	住民等への情報伝達活動	53
3	社会秩序の維持	54
4	交通対策	55
5	警察施設等の点検及び整備	57
第2節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	58
第1	緊急整備事業施設等の整備	58
第2	地震防災対策実施上必要な災害警備用装備資機材の整備充実	58
第3節	東海地震に係る防災訓練	58

第1	訓練の実施	58
第2	訓練の内容	58
第4節	地震防災上必要な教養等	58
第1	警察職員に対する教養	58
第2	住民等に対する防災知識の普及	58
第3章	隣接府県等の地域防災計画の作成の基準	59
第1	隣接府県の地域防災計画	59
第2	その他の道府県の地域防災計画	59
第5編	南海トラフ地震に係る措置	
第1章	国家公安委員会及び警察庁がとるべき措置	60
第1節	先発地震発生時における措置	60
第2節	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	60
第1	国家公安委員会の措置	60
第2	警察庁の措置	60
1	必要な体制の確保	60
2	南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等	60
第3節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置	61
第1	国家公安委員会の措置	61
第2	警察庁の措置	61
1	災害警備本部の設置	61
2	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達	61
3	情報の収集	62
4	都道府県警察の活動に関する調整等	62
5	即応部隊の運用に関する調整等	63
6	交通対策	63
7	情報通信の確保	64
8	関係機関との協力	65
第3	災害応急対策をとるべき期間	65
1	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合	65
2	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合	65
第4節	南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	66
第5節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	66
第1	警察通信施設の整備	66
第2	施設・装備資機材の整備	66
第6節	津波に関する情報の伝達等	66
第7節	訓練、教養等	67
第1	訓練の実施	67
第2	警察職員に対する教養	67
第3	住民等への情報伝達活動	67
第2章	地域防災計画の作成の基準となるべき事項	67
第1節	先発地震発生時にとるべき措置	67
第2節	南海トラフ地震臨時情報（調査中）を受けた場合における災害応急対策に係る措置	67
第3節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を受けた場合における災害応急対策に係る措置	67
第1	災害警備本部の設置等	68
第2	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達等	68
1	情報の収集・伝達	68
2	住民等への情報伝達活動	69
第3	社会秩序の維持	70
1	避難に伴う混乱等の防止	70
2	不法事案等の予防及び取締り	70

3	避難場所、警戒区域、重要施設等の警戒	70
4	住民等による地域安全活動	71
第4	交通対策	71
1	交通規制	71
2	運転者等への周知活動	72
3	緊急通行車両の確認	72
4	関連対策	73
第5	警察施設等の点検及び整備	73
1	警察庁舎の防護措置	73
2	警察通信施設の機能維持のための措置	74
3	交通安全施設等の機能の確保措置	74
第6	災害応急対策をとるべき期間	74
第4節	南海トラフ臨時情報（調査終了）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	74
第5節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	74
第1	緊急に整備すべき施設等の整備	74
第2	地震防災対策実施上必要な災害警備用装備資機材の整備充実	74
第6節	津波からの円滑な避難の確保及び迅速な救助	75
第7節	南海トラフ地震に係る防災訓練	75
第1	訓練の実施	75
第2	訓練の内容	75
第8節	関係者との連携協力の確保	75
第9節	地震防災上必要な教養等	76
第1	警察職員に対する教養	76
第2	住民等に対する防災知識の普及	76
第3章	隣接県等の地域防災計画の作成基準	77
第1節	隣接県の地域防災計画	77
第2節	その他の道県の地域防災計画	77
第6編	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る措置	
第1章	国家公安委員会及び警察庁がとるべき措置	78
第1節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	78
第1	警察通信施設の整備	78
第2	施設・装備資機材の整備	78
第2節	津波に関する情報の伝達	78
第3節	訓練、教養等	78
第1	訓練の実施	78
第2	警察職員に対する教養	79
第3	住民等への情報伝達活動	79
第2章	地域防災計画の作成の基準	79
第1節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	79
第1	緊急整備事業施設等の整備	79
第2	地震防災対策実施上必要な災害警備用装備資機材の整備充実	79
第2節	津波からの円滑な避難の確保及び迅速な救助	79
第3節	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練	79
第1	訓練の実施	79
第2	訓練の内容	80
第4節	地震防災上必要な教養等	80
第1	警察職員に対する教養	80
第2	住民等に対する防災知識の普及	80
第7編	その他の自然災害対策	81
第1章	風水害対策	81
第1節	国家公安委員会及び警察庁がとるべき措置	81
第2節	地域防災計画の作成の基準となるべき事項	81
第1	国民の防災活動の促進	81

1	避難誘導対策	81
2	防災知識の普及	81
3	防災訓練等の実施	82
第2	警察施設等の災害対策	82
第3	災害発生直前の対策	82
1	風水害に関する警報等の伝達	82
2	住民等の避難誘導	82
3	災害未然防止活動	83
第4	災害の拡大防止と二次災害の防止活動	83
第2章	火山災害対策	83
第1節	国家公安委員会及び警察庁がとるべき措置	83
第1	地方公共団体に対する支援	83
第2	火山災害対策用装備資機材の整備充実	83
第2節	地域防災計画の作成の基準となるべき事項	83
第1	火山防災協議会への参画	83
第2	情報の伝達及び避難誘導体制の整備	84
1	火山情報等の伝達体制の整備	84
2	住民等の避難誘導体制の整備	84
第3	火山災害対策用装備資機材の整備充実等	84
第4	災害発生直前の対策	84
1	火山災害に関する情報の伝達	84
2	避難誘導	84
第5	二次災害の防止	85
第6	継続災害への対応	85
1	避難対策	85
2	安全確保対策	85
第3章	雪害対策	85
第1節	国家公安委員会及び警察庁がとるべき措置	85
第1	災害に備えての措置	85
1	雪害に強い交通管制施設の整備	85
2	気象状況の伝達体制の整備	85
第2節	地域防災計画の作成の基準となるべき事項	85
第1	災害に備えての措置	85
1	雪害に強い交通管制施設の整備	85
2	気象状況の伝達体制の整備	86
3	危険箇所の周知徹底	86
4	運転者への周知活動	86
5	緊急交通路の確保	86
6	道路管理者との調整	86
第8編	事故災害対策	87
第1章	海上災害対策	87
第1節	国家公安委員会及び警察庁がとるべき措置	87
第1	災害に備えての措置	87
1	関係機関との連絡体制の確立	87
2	海上災害警備用装備資機材の整備充実	87
第2	災害時における措置	87
第2節	地域防災計画の作成の基準となるべき事項	87
第1	災害に備えての措置	87
1	関係機関との相互連携	88
2	情報収集・連絡体制の整備	88
3	危険物等の大量流出時における活動体制の整備	88
4	海上災害警備用装備資機材の整備充実	88
5	警察用船舶の広域運用に必要な措置	88
6	防災訓練の実施	88
第2	災害時における措置	88

1	情報の収集	88
2	捜索活動及び救出救助活動	89
3	危険物等の大量流出時等の措置	89
第2章	航空災害対策	89
第1節	国家公安委員会及び警察庁がとるべき措置	89
第1	災害に備えての措置	89
第2	災害時における措置	89
第2節	地域防災計画の作成の基準となるべき事項	90
第1	災害に備えての措置	90
1	航空災害応急体制の整備	90
2	関係機関との相互連携	90
3	連絡体制の整備	90
4	基礎資料の整備	90
5	防災訓練の実施	90
第2	行方不明航空機等の捜索活動	91
第3	災害時における措置	91
1	情報の収集	91
2	救出救助活動等	91
3	立入禁止区域の設定等	91
第3章	鉄道災害対策	91
第1節	国家公安委員会及び警察庁がとるべき措置	91
第1	災害に備えての措置	91
第2	災害時における措置	92
第2節	地域防災計画の作成の基準となるべき事項	92
第1	災害に備えての措置	92
1	関係機関との相互連携	92
2	連絡体制の整備	92
3	防災訓練の実施	92
第2	災害時における措置	92
1	救出救助活動	92
2	立入禁止区域の設定等	92
第3	二次災害の防止	93
第4章	道路災害対策	93
第1節	国家公安委員会及び警察庁がとるべき措置	93
第1	災害に備えての措置	93
1	関係機関との連絡体制の確立	93
2	通信の確保	93
第2	災害時における措置	93
第2節	地域防災計画の作成の基準となるべき事項	93
第1	災害に備えての措置	93
1	関係機関との相互連携	93
2	危険箇所等の把握と関係機関に対する要請	94
3	連絡体制等の整備	94
4	防災訓練の実施	94
第2	災害時における措置	94
1	情報の収集	94
2	救出救助活動	94
3	立入禁止区域の設定等	94
4	危険物の流出に対する応急対策	95
第3	二次災害の防止	95
第5章	原子力災害対策	95
第1節	国家公安委員会及び警察庁がとるべき措置	95
第1	災害に備えての措置	95
1	関係機関との連絡体制の確立	95
2	警察職員に対する原子力防災知識等の教養訓練	96
3	原子力災害警備用装備資機材の整備充実	96

第 2	災害時における措置	96
1	情報の受理・連絡	96
2	警察庁の警備体制	96
3	原子力災害対策本部等への警察職員の派遣	97
第 2 節	地域防災計画の作成の基準となるべき事項	97
第 1	災害に備えての措置	97
1	原子力災害警備計画の策定	97
2	核燃料物質等輸送事故・災害初動措置マニュアルの作成	99
3	原子力艦災害初動措置マニュアルの作成	99
4	見直し	99
5	関係機関等との相互連携	99
6	原子力災害発生時における連絡体制の整備	100
7	警備体制の整備	100
8	防災訓練の実施	100
第 2	災害時における措置	100
1	周辺住民等への情報伝達	100
2	避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け	100
3	交通の規制及び緊急輸送の支援	100
4	犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持	101
5	警察職員の被ばく対策	101
第 6 章	危険物等災害対策	101
第 1 節	国家公安委員会及び警察庁がとるべき措置	101
第 1	災害に備えての措置	101
1	関係機関との連絡体制の確立	101
2	危険物等災害警備用装備資機材の整備充実	102
3	火薬類取締法等の法令に定める権限の行使	102
第 2	災害時における措置	102
第 2 節	地域防災計画の作成の基準となるべき事項	102
第 1	災害に備えての措置	102
1	関係機関との相互連携	102
2	危険物等関係施設の実態把握	103
3	連絡体制の整備	103
4	危険物等災害警備用装備資機材の整備充実	103
5	避難場所等の周知徹底	103
6	火薬類取締法等の法令に定める権限の行使	103
7	防災訓練の実施	103
第 2	災害時における措置	103
1	情報の収集	103
2	救出救助活動	104
3	立入禁止区域の設定	104
4	危険物等の大量漏えい等に対する応急対策	104
5	火薬類取締法等の法令に定める権限の行使	104
第 7 章	火事災害対策	104
第 1 節	国家公安委員会及び警察庁がとるべき措置	104
第 1	災害に備えての措置	104
第 2	災害時における措置	105
第 2 節	地域防災計画の作成の基準となるべき事項	105
第 1	災害に備えての措置	105
1	関係機関との相互連携	105
2	管内実態の把握	105
3	連絡体制の整備	105
4	防災訓練の実施	105
第 2	災害時における措置	105

第 1 編 総則

第 1 章 本計画の目的及び構成

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 36 条第 1 項及び第 37 条第 1 項（石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）第 32 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、防災基本計画（昭和 38 年中央防災会議決定。令和 3 年修正）、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号。以下「大震法」という。）第 6 条第 1 項、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。以下「南海トラフ法」という。）第 5 条第 1 項並びに日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号。「以下「日本海溝・千島海溝法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、国家公安委員会及び警察庁が、その所掌事務につき、防災に関しとるべき措置及び地域防災計画（石油コンビナート等災害防止法第 32 条第 1 項に規定する特別防災区域については、同法第 31 条第 1 項に規定する石油コンビナート等防災計画。以下同じ。）の作成の基準となるべき事項を定め、もって災害警備に関する業務の推進を図ることを目的とする。

本計画の構成は、第 2 編を「地震災害対策」、第 3 編を「津波災害対策」、第 4 編を「東海地震に係る措置」、第 5 編を「南海トラフ地震に係る措置」、第 6 編を「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る措置」、第 7 編を「その他の自然災害対策」とし、同編において風水害対策、火山災害対策及び雪害対策についてそれぞれ定め、第 8 編を「事故災害対策」とし、同編において海上災害対策、航空災害対策、鉄道災害対策、道路災害対策、原子力災害対策、危険物等災害対策及び火事災害対策についてそれぞれ定める。

地震に伴う被害としては、主として揺れによるものと津波によるも

のとがあるところ、第２編には主として揺れによるものを、第３編には津波によるものを記述する。また、第２編には本計画全体を通じた共通対策を記述するものとし、原則として第３編から第８編までにおいては、第２編に定めるもののほか、特記すべき事項を定める。

第２章 実施方針

この計画は、平成７年１月の阪神淡路大震災、平成２３年３月の東日本大震災及び近年の大規模災害における警察の活動を踏まえたものであり、その実施に当たっては、通常発生する地震、風水害、火山災害及び事故災害はもとより、今後発生が予想される「首都直下地震」、「南海トラフ地震」等の甚大な被害が予想される大規模災害にも的確に対処できるよう、警察各部門が相互に連絡を密にして一体的な活動を行うよう努めるとともに、他の機関の行う防災業務との調整を図り、総合的な防災業務の推進に寄与するように努めるものとする。

第 2 編 地震災害対策

第 1 章 国家公安委員会及び警察庁がとるべき措置

第 1 節 災害に備えての措置

国家公安委員会及び警察庁は、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震による災害の発生に備え、以下の措置をとるものとする。

第 1 情報収集・連絡体制の整備

1 情報伝達経路の多重化等

国家公安委員会及び警察庁は、大規模災害が警察の情報収集・連絡体制に重大な影響を及ぼす事態に備え、地方機関、都道府県警察及びその他の防災関係機関との連絡が、相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達経路の多重化、情報交換のための連絡体制の明確化等に努めるものとする。その際、夜間、休日等においても的確に対応できる体制の確立を図るものとする。

2 多様な情報収集手段の整備

国家公安委員会及び警察庁は、都道府県警察において機動的な情報収集活動が行えるよう、警察用航空機、警察用船舶、パトカー等の警察用車両、無人航空機その他の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、航空機運用総合調整システム（F O C S）、交通監視カメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を図るものとする。また、災害時（災害が発生し、又は発生するおそれがある場合をいう。以下同じ。）に国民から広く災害発生状況等の情報が提供されるよう、広報等の取組を進めるものとする。

第 2 情報通信の確保

1 通信の確保

(1) 警察通信施設の整備

国家公安委員会及び警察庁は、災害発生時においても通信が途絶することがないよう、以下の事項に留意して、警察通信施設の整備を図るものとする。

ア 映像伝送システムの強化

イ 警察移動通信システムの強化

ウ 警察情報通信基盤の堅牢化・高度化の推進

(2) 電源の確保・耐震性の向上

国家公安委員会及び警察庁は、災害発生時においても個々の施設の機能を維持するため、停電時における通信の確保のための非常用電源の確保及び警察通信施設の耐震性の向上に努めるものとする。

(3) 保全体制

国家公安委員会及び警察庁は、警察通信施設や非常用電源設備の定期点検を徹底し、障害の防止に努めるものとする。また、障害発生時においても早期に機能を復旧できるよう、平素から保全用物品の整備を図るものとする。

(4) 運用体制

国家公安委員会及び警察庁は、大規模災害の発生に備え、あらかじめ災害時における運用体制を検討するものとする。また、災害発生を具体的に想定した実践的な通信訓練を定期的を実施するものとする。

2 情報システムの機能の確保

(1) 耐震性の向上

国家公安委員会及び警察庁は、災害発生時においても情報システムの機能を確保するため、以下の事項の推進に努めるものとする。

ア 耐震構造、免震構造の導入等による電子計算組織の耐震性の向上

イ 停電時における機能確保のための非常用電源の確保

(2) 信頼性の向上

国家公安委員会及び警察庁は、災害発生後、速やかに情報システムの機能を回復させるため、以下の事項の推進に努めるものとする。

ア システム構成の二重化等による電子計算組織の信頼性の向上

イ 重要データ、重要プログラム等のソフトウェアのバックアップ体制の強化

第3 警備体制の整備

1 職員の招集・参集体制の整備

国家公安委員会及び警察庁は、職員の招集・参集基準及び招集・参集対象者の明確化、連絡手段の確保、招集・参集職員の徒歩参集が可能な範囲内での必要な宿舎の確保、招集・参集途上での情報収集・連絡手段の確保等職員の迅速な招集・参集体制の整備について定めるとともに、随時見直しを図るものとする。なお、職員の招集・参集については、職員各人に対して交通機関の途絶、道路損壊等を想定した自転車、徒歩等の代替手段、招集・参集経路等を検討させるものとする。

2 災害警備用装備資機材の整備充実

(1) 災害警備用装備資機材の把握

国家公安委員会及び警察庁は、都道府県警察における災害警備用装備資機材の保有状況を把握するものとする。

(2) 災害警備用装備資機材の整備充実

国家公安委員会及び警察庁は、都道府県警察における以下の災害警備用装備資機材の整備充実を図るものとする。

ア レスキュー車、投光車、キッチンカー、トイレカー、交通規制用バン型車、オフロード二輪車等災害警備活動用車両

イ ヘリコプター等災害警備活動用航空機

ウ 災害警備活動用船舶

エ 救命ボート、救命胴衣、救命索発射器、空気呼吸器、担架セット等救助用機材

オ 投光器等照明用機材

カ 発動発電機等非常用電源設備

キ トランジスターメガホン、拡声器等広報用機材

ク エアーテント、可搬式ろ過器等後方支援用機材

ケ 道路標識、交通情報板、検問用資機材、信号機用発動発電機等交通対策用機材

コ 胴付水中長靴、とび口、ゴム長手袋、踏み抜き防止板等捜索用機材

サ 寝袋、簡易トイレ等自活用機材

3 警察災害派遣隊の運用

警察庁は、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、直ちに広域的に派遣し、災害警備活動に当たる即応部隊及び当該災害への対応が長期にわたり必要となる場合に派遣する一般部隊により構成される警察災害派遣隊の運用について定めるとともに、随時見直しを図るものとする。

4 災害非常物資の備蓄

国家公安委員会及び警察庁は、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料、感染防護資機材等の適切な備蓄、調達及び輸送体制の整備を図るものとする。

5 教養訓練の実施

(1) 警察庁職員に対する教養訓練

国家公安委員会及び警察庁は、警察庁職員に対し、災害応急活動用マニュアルに基づく教養、交通途絶を想定した招集・参集訓練、災害発生時の関係各課の初動措置訓練、他の防災関係機関等との情報連絡訓練等を実施し、部内の情報連絡要領や被災地域を管轄する都道府県警察、他の防災関係機関等からの情報収集、警察災害派遣隊の運用等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の活動手順について徹底を図るものとする。

(2) 都道府県警察災害担当幹部の育成

国家公安委員会及び警察庁は、都道府県警察における災害警備活動を迅速かつ円滑に行うため、都道府県警察の災害担当幹部の育成を図るものとする。

(3) 訓練環境への配慮

国家公安委員会及び警察庁は、都道府県警察における災害警備活動能力を向上させるため、より災害現場に即した環境での体系的・段階的な訓練の実施に配慮するものとする。

6 業務継続性の確保

国家公安委員会及び警察庁は、首都直下地震の発生を見据え、政府における検討状況を踏まえつつ、従来の被害想定以上に被害が甚大となる可能性を独自に想定し、国家公安委員会及び警察庁における業務継続体制やバックアップ体制を確保するための計画を策定するとともに、随時、当該計画の評価・検証等を行い、必要な修正を行うものとする。

第 4 交通の確保に関する体制及び施設の整備

1 交通管制施設及び交通管理体制の整備

国家公安委員会及び警察庁は、信号機、交通情報板、交通管制センター等の交通管制施設について耐震性の確保を図るとともに、災害時における広域的な交通管理体制の整備を図るものとする。

また、道路交通機能の確保のため重要となる信号機電源付加装置の整備等の信号機減灯対策を推進するものとする。

2 緊急通行車両に係る確認手続の運用

国家公安委員会及び警察庁は、災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 33 条に基づく都道府県公安委員会の行う緊急通行車両に係る確認手続について適切な運用を図るため、事前届出・確認手続に関し必要な限度で定めるものとする。

第 5 被災者等への情報伝達活動

国家公安委員会及び警察庁は、災害発生後の経過に応じて、又は発生のおそれがあるとき、被災者等に伝達すべき情報についてあらかじめ整理するものとする。また、国民等からの問合せに的確に対応できる体制を整備するものとする。

第 6 国民の防災活動の促進

国家公安委員会及び警察庁は、以下の方法により国民の防災活動の促進を図るものとする。

- ・ 災害警備活動に関する事項の周知徹底
- ・ 車両運転者の義務等の周知徹底
- ・ 総合防災訓練等大規模災害を想定した防災訓練を通じた国民の防災意識の高揚
- ・ 地域住民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対する支援

第 7 関係機関との相互連携

国家公安委員会及び警察庁は、災害警備活動に関し、平素から他の防災関係機関との間において相互支援に関する協定を締結し、情報交換を行うなど連携を確保するものとする。

第 8 複合災害対策

国家公安委員会及び警察庁は、複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象。以下同じ。）の発生可能性を踏まえ、様々な複合災害を想定した要員の招集・参集、合同の災害対策本部の立上げ等の図上訓練や実動訓練を行い、当該訓練の結果を踏まえ、災害ごとの対応計画の見直しを図るものとする。

第９ 自発的支援の受入れに関する調査等

１ ボランティアの受入れのための環境の整備

国家公安委員会及び警察庁は、自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民の不安の除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備のための方策を検討し、必要に応じて都道府県警察に対する指導等を行うものとする。

２ 海外からの支援の受入れに関する調査等

国家公安委員会及び警察庁は、災害発生時における海外からの支援の受入れを円滑に行うため、あらかじめ、来援の可能性のある外国支援機関に係る以下の事項について調査を行うとともに、支援を受け入れる可能性のある分野について、その対応方針及び受入れに必要な諸手続を定めるものとする。

- ・ 支援機関の組織
- ・ 支援機関の支援可能分野
- ・ 支援機関の日本への来援手段、所要時間
- ・ 支援機関の活動の自己完結性
- ・ その他支援機関の能力、活動状況等

第10 大規模災害警備対策に関する調査及び研究

国家公安委員会及び警察庁は、以下の事項について調査研究し、大規模災害に係る災害警備活動が的確に行われるように努めるものとする。

- ・ 大規模災害に係る社会秩序の維持
- ・ 大規模災害に係る交通対策
- ・ 大規模災害に係る避難誘導対策
- ・ 地震予知に関する情報が発表された場合の警察措置

- ・ その他の大規模災害警備活動

第11 附属機関及び地方機関における措置

皇宮警察本部等の附属機関及び管区警察局等の地方機関は、大規模災害の発生に備え、それぞれの機関における災害警備本部等の編成及び任務分担、職員の招集・参集その他災害警備活動に必要な事項について定めるものとする。

また、管区警察局は、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に直ちに警察災害派遣隊を派遣することができるよう、管轄区域内府県警察との情報共有、より災害現場に即した環境での体系的・段階的な訓練の実施に努め、平素から隊員に対する実践的な教養訓練を徹底するものとする。さらに、管轄区域内府県警察が行う災害警備計画の策定と活動要領等の作成について必要な指導調整を行うとともに、隣接管区警察局等と相互の支援体制の確立を図るものとする。このうち特に支援計画については、被災地域に投入される警察災害派遣隊の指揮系統、活動区域、任務、輸送手段等についてあらゆる角度から検討を加えた上、具体的な計画を作成するとともに、随時見直しを行うものとする。

第2節 災害時における措置

第1 国家公安委員会の措置

国家公安委員会は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、以下の措置をとるものとする。

1 国家公安委員会の招集等

国家公安委員会委員長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、警察法（昭和29年法律第162号）第71条第1項の規定に基づき緊急事態の布告を発する必要があると認めるときその他災害警備上必要があるときは、直ちに、国家公安委員会を招集するものとする。

国家公安委員会委員長及び国家公安委員会委員が速やかに参集することが困難な場合等には、テレビ会議方式又は持ち回り方式により会議を行うものとする。

緊急の事態に際し、会議の議決をすることができない場合には、国家公安委員会は、あらかじめ定めた手続に従い、必要な措置をとるものとする。

2 緊急事態の布告の勧告等

1 の場合において、国家公安委員会は、災害の発生に際して警察法第 7 1 条第 1 項の規定に基づく内閣総理大臣に対する緊急事態の布告の勧告その他必要な措置をとるものとする。

3 国家公安委員会による交通規制に関する指示

国家公安委員会は、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため必要があると認めるときは、被災地又は被災が予想される地域を管轄する都道府県警察及び被災地等に隣接し、又は近接する都道府県警察（以下「関係都道府県警察」という。）を管理する公安委員会に対し、広域的な見地から通行禁止等に関する指示を行うものとする。

第 2 警察庁の警備体制

1 職員の招集・参集

警察庁は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、別に定める基準により、職員の招集・参集、情報収集・連絡体制の確立、災害警備本部等の設置等必要な体制をとるものとする。

2 警察庁災害警備本部等の設置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、以下に定めるところにより、緊急災害警備本部、非常災害警備本部、特定災害警備本部、災害警備本部及び災害警備対策室（以下「警察庁災害警備本部等」という。）の設置等必要な体制をとるものとする。

(1) 緊急災害警備本部

警察庁長官（以下「長官」という。）は、災害の発生に際して警察法第 7 1 条第 1 項の規定に基づく緊急事態の布告が発せられ、若しくは発せられることが予想される場合、災害対策基本法第 2 8 条の 2 の規定に基づく緊急災害対策本部が設置され、若しくは設置されることが予想される場合、又は国の公安に係る大規模な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合には、長官を長とする緊急災害警備本部を設置するものとする。

(2) 非常災害警備本部

長官は、災害対策基本法第 2 4 条第 1 項の規定に基づく非常災害対策本部

が設置され、又は設置されることが予想される場合には、長官を長とする非常災害警備本部を設置するものとする。

(3) 特定災害警備本部

長官は、災害対策基本法第23条の3第1項の規定に基づく特定災害対策本部が設置され、又は設置されることが予想される場合には、警察庁次長を長とする特定災害警備本部を設置するものとする。

(4) 災害警備本部

長官は、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において緊急災害警備本部、非常災害警備本部又は特定災害警備本部を設置しないときは、警察庁警備局長（以下「警備局長」という。）を長とする災害警備本部を設置するものとする。

(5) 災害警備対策室

長官は、災害（大規模災害を除く。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要があると認めるときは、警察庁警備局警備運用部警備第二課長（以下「警備第二課長」という。）を長とする災害警備対策室を設置するものとする。

3 警察庁災害警備本部等の編成

警察庁災害警備本部等の編成及び任務分担並びに警備本部等の要員の招集・参集に関する事項については、長官が別に定めるものとする。

第3 警察庁の措置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における警察庁のとるべき措置は、以下のとおりとする。

1 官邸への参集

大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警備局長は、閣議で決定されたところの緊急参集チームの一員として官邸に参集するものとする。

2 緊急災害対策本部等への職員の派遣

災害が発生し、又は発生するおそれがあることから、国に緊急災害対策本部、非常災害対策本部又は特定災害対策本部（以下、「緊対本部等」という。）が

設置された場合においては、職員を指定して同本部に派遣するものとする。

3 情報の収集・連絡

(1) 情報収集体制の確立

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警察庁災害警備本部等の要員（休日、夜間等にあつては当直勤務員を含む。）は速やかに被災情報等の収集・連絡に当たるものとする。

(2) 管区警察局及び都道府県警察からの情報収集

ア 被災情報等の収集に当たっては、被害規模を早期に把握するため、直ちに被災地と通信指令課（室）等との間で行う無線通話を同時にモニターするものとする。また、都道府県警察を通じて、警察用航空機によって得られる上空からの概括的な被害情報及び交番、駐在所、パトカー等の勤務員によって収集される地域ごとの被害状況、交通状況等の把握に努めるものとする。

さらに、ヘリコプターテレビシステム、航空機運用総合調整システム（F O C S）、交通監視カメラ等を活用した画像情報の収集に努めるものとする。

イ 被災地を管轄する管区警察局及び都道府県警察から、災害発生直後において警察署員の五感に基づく被害規模に関する情報（以下「生の声情報」という。）を収集するほか、以下の事項に関する情報を収集するものとする。

(ア) 災害発生の急迫性

(イ) 災害の発生日時

(ウ) 被害の概要と拡大の見通し

(エ) 主要幹線道路等の被害及び交通状況

(オ) 原子力事業所をはじめとする重要施設等の被害状況

(カ) 警察職員及び警察施設に関する被害状況

(キ) 住民等の避難状況

(ク) 警察措置

(ケ) 治安状況

(コ) 支援の必要性の有無

(サ) その他災害に関する事項

(3) 国民からの画像情報の収集

ウェブサイトを通じて、国民から広く画像情報を収集し、当該情報のうち必要なものについて都道府県警察に共有を図るものとする。

(4) 官邸及び内閣府への情報連絡

被害規模に関する概括的な情報等を官邸（内閣官房）及び内閣府に連絡するものとする。

(5) 緊対本部等への連絡

国に緊対本部等が設置された場合は、被害の発生状況、自ら実施する災害応急対策の状況、その他の警察措置について緊対本部等に速やかに連絡するものとする。

(6) 画像情報の共有

収集した被災現場の画像情報について、必要に応じ、中央防災無線網等を活用し、官邸及び緊対本部等を含む防災関係機関に共有を図るものとする。

(7) 管区警察局及び都道府県警察への情報連絡

災害に関する情報を管区警察局及び都道府県警察に連絡するものとする。

(8) 関係機関との情報交換

消防庁、国土交通省、気象庁、防衛省等の関係機関との連絡を密にして、災害に関する情報の相互連絡に努めるものとする。

4 情報通信の確保

(1) 通信に関する措置

ア 通信の確保

災害発生直後から通信を確保するために以下の措置を講じるものとする。

(ア) 災害発生後、速やかに通信手段の機能の確認を行うとともに、障害が生じた警察通信施設の機能の回復を図るものとする。その際、画像情報の収集、無線通話の同時モニター等被害状況を把握する通信手段の確保に留意するものとする。

(イ) 広域通信系等複数の都道府県警察の使用する無線通信系の効果的運用

を図るものとする。

イ 通信制限

通信の輻輳、警察通信施設の重大な障害等のため警察活動に支障が生じると認められるときは、通話の種類、通話時間、通話先等について通信制限を行い、災害警備活動に必要な通信を確保するものとする。

ウ 幹線通信の確保のための応急措置

幹線通信の確保に重大な障害が生じ、又は生じることが予想される場合には、衛星通信回線による応急通信系の設定、無線多重回線の構成変更等通信の確保のための応急措置をとるものとする。

エ 通信資機材の支援

都道府県警察が行う災害警備活動に対し、必要な通信資機材の支援を行うとともに、都道府県警察相互間の通信資機材の支援について調整を行うものとする。

(2) 情報システムに関する措置

災害発生後においても情報システムの機能を確保するため以下の措置を講じるものとする。

ア 災害発生後、速やかに情報システムの機能の確認を行うとともに、障害が生じた電子計算組織の機能の回復を図るものとする。

イ 災害警備活動に必要な情報を共有するため、既存のデータベースを活用するなどの措置をとるものとする。

5 警察災害派遣隊の派遣等広域的な支援のための措置

警察庁は、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに即応部隊を派遣し、緊急かつ広域的な支援のための措置をとる。その際、災害発生当初の72時間は、救出救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、救出救助活動に人員、資機材等を重点的に配分するものとする。また、必要に応じ、被災地を管轄する都道府県警察に警察庁災害対応指揮支援チーム（D－S U T）を派遣し、都道府県警察本部長等が行う災害警備活動の指揮等に関する助言等を行わせるものとする。

さらに、当該災害において、広域的な対応が長期にわたり必要となる場合は、

一般部隊を派遣し、広域的かつ長期的な支援のための措置をとるものとする。

6 交通の確保

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策のための緊急交通路を確保するため、関係都道府県警察が行う緊急通行車両以外の車両の通行禁止等の交通規制については、広域的な見地から調整を行うとともに、必要に応じて、通行禁止等に関し、関係都道府県警察に対する国家公安委員会の指示権限の行使に係る補佐を行うものとする。

なお、交通規制についての調整等に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の的確かつ円滑な実施等について特段の配慮を行うものとする。

7 遺体の身元確認に関する関係機関との連携

大規模災害発生時には、遺体の身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう関係地方公共団体、指定公共機関等関係機関と密接に連携するものとする。

8 都道府県警察の警察活動に関する調整等

大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、以下に掲げる都道府県警察の警察活動に関して調整するものとする。

この場合において、民心に不安を生ずべき大規模な災害に係る事案で国の公安に係るものについての警察運営及び警察法第71条の規定に基づく緊急事態に対処するための計画の実施に関して、都道府県警察を指揮監督するものとする。

- (1) 災害警備活動
- (2) 都道府県警察相互間の支援
- (3) 交通対策
- (4) 社会秩序の維持
- (5) 危険物の保安対策
- (6) 被災者等への情報伝達活動
- (7) 生活必需物資の確保のための関係機関への協力
- (8) その他治安維持上必要な事項

9 国民等への情報伝達活動

大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、被害に関する情報、安否情報、交通規制情報等国民のニーズに配慮した情報伝達に努めるものとする。その際、インターネット上の流言飛語等による社会的混乱を防止するとともに、国民の適切な判断と行動を助けるため、正確かつ的確な情報の伝達に留意するものとする。なお、情報伝達に当たっては、都道府県警察と密接な連絡を取りつつ、必要がある場合には、国内外からの問合せ等に対応する専用電話を設置するほか、電気通信事業者等の協力を得るよう努めるものとする。

10 関係機関との協力

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、内閣府、消防庁、国土交通省、気象庁、防衛省等の関係機関と災害対策に関する相互協力を努めるものとする。

11 自発的支援の受入れ

(1) ボランティアの受入れ

被災地における各種犯罪・事故の未然防止や被災住民等の不安の除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう、都道府県警察に対する指導等必要に応じた措置をとるものとする。

(2) 海外からの支援の受入れ

海外からの支援の申入れがあった場合には、その概要を都道府県警察等に連絡した上で、速やかに受入れの要否について判断を行うものとする。

受入れが決定した場合には、あらかじめ定めた対応方針及びこれに基づいて作成する受入れ計画等により自ら受入れの措置を講じるとともに、都道府県警察等に対して受入れに伴う必要な支援等の措置について連絡するものとする。

第4 附属機関及び地方機関における措置

皇宮警察本部等の附属機関及び管区警察局等の地方機関は、あらかじめ定められたところにより、必要な体制を確立し、所要の活動を実施するとともに、警察庁内部部局、都道府県警察その他の関係機関と緊密な情報交換を行うものとする。

また、管区警察局は、警察災害派遣隊の派遣及び広域的な支援の実施のための

必要な調整を行うものとする。

第 3 節 災害の復旧・復興

第 1 警察施設の復旧

国家公安委員会及び警察庁は、警察施設の復旧については、その重要性に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図ることとする。

第 2 暴力団排除活動の徹底

国家公安委員会及び警察庁は、復旧・復興事業への暴力団等の介入を阻止するため、暴力団等の動向把握に努めるとともに、関係行政機関、業界団体等に必要な働き掛けを行うほか、被災都道府県警察が行う暴力団等の取締りや復旧・復興事業からの暴力団排除活動について必要な調整を行うものとする。

第 3 交通規制の調整

国家公安委員会及び警察庁は、円滑な災害復旧・復興を図るため、都道府県警察が行う交通規制等について、輸送需要を踏まえつつ、広域的な見地から調整を行うこととする。

第 2 章 地域防災計画の作成の基準となるべき事項

第 1 節 災害警備方針

都道府県警察は、地方機関その他の関係機関との緊密な連絡の下に災害警備対策を推進し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して情報の収集に努め、住民等の生命及び身体の保護を第一とした災害警備活動等に努めるものとする。

第 2 節 災害に備えての措置

都道府県警察は、災害の規模等に応じた災害警備本部等の体制や指揮命令系統の確立及び機動力の確保並びに管内実態に即した被害情報の収集・連絡、避難誘導、救出救助、交通規制等の措置を的確にとることができるよう、以下の事項を踏まえ、警察本部及び警察

署それぞれにおいて災害警備計画を策定するものとする。また、災害警備計画は随時見直しを行い、管轄区域内の現状に対応できるものとする。

第 1 警備体制の整備

1 職員の招集・参集体制の整備

- ・ 都道府県警察は、職員の招集・参集基準及び招集・参集対象者の明確化、連絡手段の確保、招集・参集職員の徒歩参集が可能な範囲内での必要な宿舎の確保、招集・参集途上での情報収集・連絡手段の確保等職員の迅速な招集・参集体制の整備について定めるとともに、随時見直しを図るものとする。また、職員が自所属に招集・参集できない場合の集結場所、暫定活動要領等を定めるものとする。その際、職員各人に対して交通機関の途絶等を想定した自転車、徒歩等の代替手段を検討させるものとする。
- ・ 夜間、休日等に災害が発生した場合における道路損壊、橋りょう損壊、火災の発生、交通の途絶、職員自身あるいは職員の家族の被災等を考慮した段階的警備要員数を算定するものとする。

2 警察災害派遣隊の整備等

都道府県警察は、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警察災害派遣隊の派遣要請が予想されることから、平素から招集・派遣体制の整備等を図るものとする。特に即応部隊については、隊員の安全確保を図りつつ、効率的な救出救助活動等の災害警備活動を行うため、平素から隊員に対し、災害現場に即した環境下における救出救助技能、自活能力等の向上に向けた教養訓練を徹底するとともに、関係機関との連携体制の強化を図るものとする。

また、都道府県警察は、災害の規模に応じて円滑に他の都道府県警察から支援を受けること（以下「受援」という。）ができるよう、受援に係る事項を災害警備計画等において明文化するなど、受援のために必要となる体制を整備するものとする。

3 災害警備用装備資機材の整備充実

都道府県警察は、以下の災害警備用装備資機材の整備に努めるものとする。

なお、小型重機、ショベルカー等臨時に借り受けて対応すべき資機材につい

ては、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にスムーズに借受けが行われるよう、都道府県内の建設業協会等との間で借上げ協定等を結ぶものとするとともに、建設企業等が保有している資機材のデータベース化を行うものとする。また、警察が保有していても不足することが見込まれる装備資機材についても同様の措置を講じるものとする。

(1) 交番、駐在所ごとに整備すべき装備資機材

ア スコップ、つるはし、のこぎり等救助用機材

イ 強力ライト等照明用機材

ウ 可搬式標識、標示板等交通対策用機材

(2) 警察署ごとに整備すべき装備資機材

ア (1)に掲げる装備資機材及び管内地図

イ チェーンソー、エンジンカッター等救助用機材

ウ 投光器等照明用機材

エ 発動発電機等非常用電源設備

オ トランジスターメガホン、拡声器等広報用機材

カ 胴付水中長靴、とび口、ゴム長手袋、踏み抜き防止板等捜索用機材

キ 信号機電源付加装置（可搬式発動発電機）、緊急通行車両確認標章等交通規制用機材

(3) 警察本部ごとに整備すべき装備資機材

ア (2)に掲げる装備資機材

イ レスキュー車、投光車、キッチンカー、トイレカー、交通規制用バン型車、オフロード二輪車等災害警備活動用車両

ウ 生存者探査機、ファイバースコープ、エアージャッキ等救助用機材

エ エアーテント、可搬式ろ過器等後方支援用機材

オ 寝袋、簡易トイレ等自活用機材

4 警察施設等の災害対策

都道府県警察は、以下の基本的な考え方に従って、警察施設等の耐震性、耐火性、耐浪性等の確保に努めるものとする。

- ・ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害応急対策の拠点とな

る警察施設については、その重要度を考慮し、耐震性、耐火性及び耐浪性の強化に努めるものとする。

- ・ 警察本部等の警察の中核施設が損壊した場合に、特に指揮機能及び通信機能を確保するため、耐震性、耐火性及び耐浪性があり、かつ、液状化の起こりにくい地域に所在する建物を選定して、警察本部等の代替施設としての整備を図るものとする。
- ・ 保有する施設及び設備については、災害発生時の電源確保のため、非常用電源設備の整備に努めるものとする。また、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄に努めるものとする。さらに、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

5 教養訓練の実施

都道府県警察は、災害についての知識、装備資機材の保守管理と操作要領、具体的活動要領等についてマニュアルを作成して職員に周知徹底するとともに、以下の教養訓練項目について計画的に反復して教養訓練を行い、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自らの判断で行動できるようにするものとする。また、交通の途絶、職員自身あるいは職員の家族の被災等により職員の動員が困難な場合等を想定し、限られた要員で災害警備活動が実施できるよう訓練に努めるものとする。

さらに、広域緊急援助隊員を中心に機動隊員等の高度な災害警備活動能力の育成に努めるとともに、隊員の招集体制等を随時見直すなどして、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に迅速に警備体制が確立できるよう配慮するものとする。

【教養訓練項目】

ア 教養項目

- ・ 災害及び災害警備の知識
- ・ 災害関係法令並びに警察及び関係機関の責務
- ・ 管轄区域内の段階的災害予測

- ・ 災害警備計画と初動措置要領
- ・ 災害警備用装備資機材の知識
- ・ 通信資機材の知識
- ・ 災害情報の分析及び報告要領

イ 訓練項目

- ・ 要員の招集及び部隊の編成
- ・ 災害情報の収集・連絡・伝達
- ・ 災害警備用装備資機材の操作
- ・ 車両、警察用航空機、通信資機材等の配備運用
- ・ 警備実施部隊の配備及び支援部隊の派遣
- ・ 災害時の交通規制、放置車両及び道路上の障害物の除去
- ・ 住民等の避難誘導
- ・ 被災者の救出救助
- ・ 被留置者の避難等

6 災害警備用物資の備蓄等

都道府県警察は、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料、電池その他の災害警備用物資及び感染防護資機材について適切な備蓄及び調達体制の整備による確保措置を講じるものとする。特に即応部隊については、食料、飲料水、所要の簡易待機所等自活のための最小限度の物資を確保するとともに、車両用燃料の準備等機動力の確保に努めるものとする。

なお、都道府県内の全ての給油業者において、災害警備活動用警察車両の給油が円滑に行われるよう、平素から石油業者組合等への働き掛けを行うものとする。

7 業務継続性の確保

都道府県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制及び事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定及び計画の評価・検証等を踏まえた修正等により、業務継続性の確保を図るものとする。

8 被留置者への対応

都道府県警察は、被留置者の避難や移送を的確に行うため、非常計画の見直し及び訓練を実施するものとする。また、被留置者の処遇を確保するための装備資機材等の整備及び被留置者の移送に関し、検察庁等と必要な連携を図るものとする。

第2 情報収集・連絡体制の整備

1 情報収集の手段及び方法

- ・ 都道府県警察は、大規模災害発生時に、都道府県警察通信指令課(室)からの指示の下に、交番、駐在所、パトカー、白バイ、警察用航空機等の勤務員が直ちに情報収集に当たり、かつ通信指令課(室)等に情報が一元的に集約される体制の確立を図るものとする。
- ・ ヘリコプターテレビシステム、航空機運用総合調整システム（F O C S）、交通監視カメラ等画像情報を収集・連絡するシステムの平素からの積極的な活用を図るものとする。
- ・ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において地方公共団体の防災担当課と円滑な連絡を行うことができるよう、平素から緊密な協力関係を構築するものとする。
- ・ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に電力会社、電話会社等の関係機関・団体の保有する情報の提供を得るため、電気、電気通信、ガス及び水道事業者、警備業者等との協力体制の確立に配慮するものとする。
- ・ 警察署、交番等のファックスを利用して地域の各種施設等へ情報を伝達するファックスネットワークの構築を推進し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に活用するものとする。

2 情報収集のための事前準備

- (1) 常に通信指令の機能が確保されるよう体制を確保するとともに、災害対応マニュアル等を作成し、災害時の応急対応に備えるものとする。
- (2) 被災都道府県警察において警察航空機が、的確に運用できるよう、航空隊における体制を確保するとともに、運用マニュアル等を作成し、災害時の応急対応に備えるものとする。

- (3) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に国民から広く災害発生情報等が提供されるよう、広報等の取組を進める。

3 被災状況の把握及び評価

都道府県警察は、大規模災害発生時に、各警察署から逐次報告される死傷者、倒壊家屋等の数の集約とは別に、通信指令課(室)、災害警備本部等において、被災地から報告される生の声情報及び人的・物的被害に関する情報等に基づいて、直ちに概括的な被害状況(例えば「〇〇市内ではおよそ〇千名が建物の下敷きになっている模様」、「立ってられない程の強い揺れが〇分間続き、警察署の周辺地域では停電が発生している模様」)を把握及び評価し、警察庁及び管区警察局に報告する体制を整備するものとする。

第3 情報通信の確保

1 通信の確保

都道府県警察は、災害発生時の通信の確保のため、各都道府県の情報通信部との連携を十分にとり、以下の事項の推進に努めるものとする。

- ・ 警察通信施設の整備状況、性能等の十分な把握及び無線中継所の機能維持方策の検討
- ・ 機動警察通信隊との実践的対応訓練の実施等による事案対処能力の強化
- ・ 衛星携帯電話等警察通信施設以外の通信手段の災害発生時における使用の検討
- ・ 警察施設等の新築、改築時における通信機器等の設置スペースの確保並びに応急用通信機器等の設置方策及び搬送手段の確保
- ・ 耐震構造、免震構造の導入等による警察通信施設の耐震性の向上
- ・ 警察通信施設や非常用電源設備の定期点検の徹底
- ・ 災害発生時の電力復旧や燃料の安定供給に資する関係事業者との連携
- ・ 長期停電等の際、警察通信施設の機能維持のために協力すべき事項の十分な検討
- ・ 情報通信システムの障害への具体的対応要領の作成及び訓練の実施

2 情報システムの機能の確保

(1) 耐震性の向上

都道府県警察は、災害発生時においても情報システムの機能を確保するため、以下の事項の推進に努めるものとする。

- ・ 耐震構造、免震構造の導入等による電子計算組織の耐震性の向上
- ・ 停電時における機能確保のための非常用電源の確保

(2) 信頼性の向上

都道府県警察は、災害発生後、速やかに情報システムの機能を回復させるため、以下の事項の推進に努めるものとする。

- ・ システム構成の二重化等による電子計算組織の信頼性の向上
- ・ 重要データ、重要プログラム等のソフトウェアのバックアップ体制の強化

第4 交通の確保に関する体制及び施設の整備

1 災害時における交通規制計画

都道府県警察は、災害による交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急交通路を確保するための交通規制計画及び交通管制センターの運用計画を策定するものとする。

2 交通管制施設及び交通管理体制の整備

都道府県警察は、信号機、交通情報板、交通管制センター等の交通管制施設について耐震性の確保を図るとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における広域的な交通管理体制の整備を図るものとする。

また、道路交通機能の確保のため重要となる信号機電源付加装置の整備等の信号機滅灯対策を推進するものとする。

さらに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の交通規制を円滑に行うため、都道府県警察は、警備業者等との間で警備業者等が行う交通誘導の実施等の応急対策業務に関して、協力方法、費用負担、災害補償、訓練等の協議を行い、協定等を締結するよう努めるものとする。

3 緊急通行車両に係る確認手続等

都道府県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、都道府県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続を定めると

ともに、事前届出・確認制度の整備を図るものとする。

また、公的機関に対する事前届出制度の周知及び民間事業者等との輸送協定締結を促進する。加えて、緊急通行車両の確認事務を適切に行うため、職員への定期的な教養及び標章・証明書の備蓄を推進する。

4 運転者のとるべき措置の周知徹底

都道府県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に運転者にとるべき措置について、以下の事項を周知徹底するものとする。

(1) 車両を運転中である場合には、次の要領により行動すること。

ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。

イ 停止後は、カーラジオやＳＮＳ等により災害情報及び交通情報を収集し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 引き続き車両を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意すること。

エ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 車両を運転中以外である場合には、次の要領により行動すること。

ア 津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。

イ 津波から避難するためやむを得ず車両を使用するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意しながら運転すること。

(3) 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、一般車両が同区域等内に在る場合は次の措置をとること。

ア 速やかに、車両を次の場所に移動させること。

- ・ 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われて

いる道路の区間以外の場所

- ・ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること（その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。）。

第5 避難誘導の措置

1 避難場所等の周知徹底

都道府県警察は、平素の警察活動を通じて、地域住民等に対して災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の避難場所、避難経路、避難時の留意事項等について周知徹底を図るものとする。

2 避難行動要支援者等への対応

都道府県警察は、災害時の適切な避難誘導を行うため、地方公共団体等関係機関と緊密に連携しながら、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）のうち、避難行動要支援者（災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。以下同じ。）その他の災害時に支援が必要な者（以下「避難行動要支援者等」という。）の実態把握等に努めるものとする。また、市町村から避難行動要支援者名簿（避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿。以下同じ。）及び個別避難計画（避難行動要支援者について避難支援等を実施するために避難行動要支援者ごとに作成される計画）に記載し、又は記録された情報（以下「名簿等情報」という。）の提供を受けた場合は、名簿等情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

3 管理者対策

都道府県警察は、デパート、劇場、地下街等多人数の集合する場所の管理者に対して、非常の際の誘導要領、避難経路の明示、照明・予備電源の確保等について検討させるものとする。

4 広域的な避難者の受入れに関する調整

都道府県警察は、隣接都道府県警察の管轄区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の広域的な避難者の受入れに関し、都道府県防災会議において必要な調整を行うものとする。

5 帰宅困難者対策

首都圏をはじめとする大都市圏においては、災害の発生に伴い公共交通機関が運行を停止し、大量の帰宅困難者の発生が予想されることから、都道府県警察は、地方公共団体と連携して「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について、平素から積極的に広報するとともに、一時退避場所等の実態を把握し、帰宅困難者の誘導方法について検討するものとする。

第6 被災者等への情報伝達活動

都道府県警察は、災害発生後の経過に応じて、又は発生のおそれがあるとき、被災者等に伝達すべき情報についてあらかじめ整理するものとする。その際、インターネット上の流言飛語等による社会的混乱を防止するとともに、国民の適切な判断と行動を助けるため、正確かつ的確な情報の伝達に留意するものとする。また、住民等からの問合せ等に対応する体制を整備するとともに、交番等に拡声機を設置するなど情報伝達機能の整備を図るものとする。あわせて、自主防犯組織等を通じた地域安全情報等の伝達のための体制の整備を図るとともに、必要に応じて、ファックス、パソコン、車両等資機材の整備を図るものとする。

第7 住民等の防災活動の促進

1 防災訓練の実施

都道府県警察は、都道府県防災会議の主催する総合防災訓練、自衛隊、海上保安庁等国の機関と連携した訓練、自主防犯・防災組織、民間企業、ボランティア団体、地域住民等と連携した訓練等を通じて、防災関係機関及び住民等と

の一体的な災害警備活動の推進に努めるものとする。また、訓練の実施に当たっては、住民等の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟等、災害時に住民がとるべき措置について配慮するものとする。

2 各種講習会等を通じた防災知識の普及

都道府県警察は、平素から各種講習会、研修会等を通じて地域住民等に対し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、家庭での安全対策、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及を図るものとする。また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の家族内の連絡体制の確保を促すものとする。

3 避難行動要支援者等に対する配慮

都道府県警察は、防災訓練の実施及び防災知識の普及等に当たっては、高齢者、障害者、外国人等の避難行動要支援者等に十分配慮し、地域において避難行動要支援者等を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

4 企業に対する防災思想の普及

都道府県警察は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼び掛け、防災に関するアドバイス等を行うものとする。

第8 関係機関との相互連携

都道府県警察は、地方公共団体その他の関係機関、事業者等と協定を締結するなど、相互に連携協力して災害対策に当たるものとする。

第9 複合災害対策

都道府県警察は、複合災害の発生可能性を踏まえ、様々な複合災害を想定した要員の招集・参集、合同の災害対策本部の立上げ等の図上訓練や実動訓練を行い、当該訓練の結果を踏まえ、災害ごとの対応計画の見直しを図るものとする。

第10 危険箇所の調査

都道府県警察は、平素から管轄区域内の地盤、地質、人口動態、交通実態及び道路、橋りょう、建築物の構造等について実態を把握するほか、人的被害が多発するおそれのある高層建築物、高速道路、地下街、石油・高圧ガス等の各種危険物の保管場所、地下埋設物の設置場所、海拔ゼロメートル地帯等については、こ

これらの実態、特にそれぞれの管理体制及び保安施設の具体的状況を把握するものとする。また、これらの実態把握に基づき、各時間帯において災害が発生した場合の人的・物的被害予想を立て、災害発生時に的確な初動措置をとることができるよう、体制を整備するものとする。

第11 重要施設の警戒

都道府県警察は、大規模災害発生時において、警戒すべき重要施設をあらかじめ指定し、所要の警戒計画を立てるものとする。

第12 ボランティアの受入れのための環境の整備

都道府県警察は、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安の除去等を行うボランティア関係組織・団体との連携を図るとともに、必要に応じて、これらの活動の中核となる自主防犯組織に対して、防塵マスク、スコップ、軍手、長靴、懐中電灯、ポリタンク、消火器、自転車、車両等資機材の整備を図るものとする。

第13 大規模災害警備対策に関する調査及び研究

都道府県警察は、以下の事項について調査研究し、大規模災害に係る災害警備活動が的確に行われるように努めるものとする。

- ・ 大規模災害に係る社会秩序の維持
- ・ 大規模災害に係る交通対策
- ・ 大規模災害に係る避難誘導対策
- ・ 地震予知に関する情報が発表された場合の警察措置
- ・ その他大規模災害警備活動

第3節 災害時における措置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において都道府県警察がとるべき措置は、以下のとおりとする。

第1 警備体制

1 職員の招集・参集

都道府県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、速やかに、あらかじめ定められたところにより、職員を招集・参集させ、災害警備体制の

確立を図るものとする。

2 広域的な支援体制

都道府県警察を管理する公安委員会は、被害の規模に応じて、速やかに即応部隊の派遣を求めるとともに、災害への対応が長期にわたり必要となる場合には、一般部隊の派遣を求めるものとする。また、被災地以外の都道府県警察は、大規模災害の発生を認知した時は、あらかじめ定められたところにより、速やかに支援体制を整備するものとする。

3 警備体制の種別

都道府県警察の災害に対処する警備体制は、おおむね以下のとおりとする。

(1) 準備体制

災害発生のおそれはあるが、発生までに相当の時間的余裕があると考えられる場合は、準備体制とする。

(2) 警戒体制

気象庁によって各種の警報、注意報等が発せられた場合等災害の発生が予想される場合は、警戒体制とする。

(3) 非常体制

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、非常体制とする。

4 災害警備本部等の設置

都道府県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警備体制の種別等に応じて、都道府県警察（方面）本部、警察署等に所要の規模の災害警備本部、災害警備準備本部、災害警備対策室等を設置するものとする。

第2 情報の収集・連絡

1 被害状況の把握及び連絡

都道府県警察は、災害による人的・物的被害状況を迅速かつ的確に把握し、警察庁、管区警察局等に速やかに連絡するものとする。また、二次災害についても同様に把握し、連絡するものとする。

2 多様な手段による情報収集等

大規模災害の発生を認知した関係都道府県警察の通信指令課（室）は、警察庁及び管区警察局に対し、災害発生について即報するとともに、事案対策通信装

置の接続を行うものとする。また、各警察署から逐次報告される死傷者、倒壊家屋等の数の集約とは別に、通信指令課(室)、災害警備本部等において、被災地から報告される生の声情報及び人的・物的被害に関する情報等に基づいて、直ちに概括的な被害状況を把握及び評価し、警察庁及び管区警察局に報告するよう努めるものとする。

都道府県警察は、被災者の安全確保等に資するべく、交番、駐在所、パトカー、白バイ等の勤務員を生の声情報や人的・物的被害等の被災状況及び交通状況等の情報収集に当たらせることとする。その際、情報収集活動に専従するための私服部隊の投入等についても配慮するものとする。

都道府県警察は、夜間、荒天時等格別の事情のある場合を除き、航空機運用総合調整システム（F O C S）を活用して、警察用航空機による上空からの被害情報の収集を行うとともに、警察庁及び管区警察局に対してヘリコプターテレビ、交通監視カメラ等の画像情報を連絡するものとする。

第 3 救出救助活動等

1 機動隊等の出動

都道府県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を被災警察署等に出動させるものとする。その際、災害発生当初の 7 2 時間は、救出救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、救出救助活動に人員、資機材等を重点的に配分するものとする。とりわけ、高層建築物、高速道路、地下街等において被害が発生した場合には、高度な救出救助能力を有する広域緊急援助隊員等を迅速に投入するものとする。

2 警察署における救出救助活動

被災地を管轄する警察署の署長は、自署員、支援機動隊員等により救出救助部隊を速やかに編成し、管轄区域内の被災状況等を踏まえながら当該救出救助部隊の担当区域を決定するものとする。また、消防等防災関係機関の現場責任者と随時、搜索区割り等現場活動に関する調整を行い、現場活動が円滑に行われるように配慮するものとする。

3 関係機関との協力・調整

都道府県警察は、必要に応じて、消防機関、海上保安庁及び自衛隊と合同調

整所を設置し、警察庁からD－S U Tが派遣された場合にはその支援を受けつつ、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、それぞれの部隊間の情報共有及び活動区域や任務の調整等を行うとともに、必要に応じて部隊間の相互協力を行うものとする。また、災害現場で活動する緊急災害対策派遣隊（T E C－F O R C E）や災害派遣医療チーム（D M A T）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

4 航空機の運用調整等

都道府県警察は、航空機を最も有効適切に活用するため都道府県の災害対策本部内に設置される航空機の運用を調整する部署（航空運用調整所）に参画し、警察庁からD－S U Tが派遣された場合にはその支援を受けつつ、消防機関、海上保安庁、自衛隊等の各機関と航空機の活動区域や任務の調整等を行うものとする。なお、調整に当たっては、航空機運用総合調整システム（F O C S）を活用するものとする。

5 感染症対策

都道府県警察は、救出救助活動等に際し、マスク着用等による感染症対策を徹底するものとする。

第4 避難誘導等

関係都道府県警察は、地域住民等の避難誘導等に当たり、以下の事項に留意するものとする。

- ・ 被災地域、災害危険箇所等の現場状況を把握した上、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行うこと。
- ・ 避難誘導に当たっては、高齢者及び障害者について可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、避難行動要支援者等に十分配慮すること。また、市町村から名簿等情報の提供を受けた場合は、避難誘導に効果的に活用すること。
- ・ 警察署に一時的に受け入れた避難住民については、市町村等の避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導すること。
- ・ 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施すること。

- ・ 立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合には、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置を考慮すること。

第 5 身元確認等

都道府県警察は、地方公共団体等と協力し、必要に応じて他の都道府県警察に支援を要請するなどして、検視・死体調査の要員・場所等を確保するとともに、遺体の身元確認に資する資料の収集・確保、医師等との連携に配意し、迅速かつ的確な検視・死体調査、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等に努めるものとする。

第 6 二次災害の防止

都道府県警察は、二次災害の危険場所等を把握するため、各警察署ごとに調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施するものとする。また、把握した二次災害危険場所等については、市町村災害対策本部等に連絡し、避難指示等の発令を促すものとする。

さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確立するものとする。

第 7 危険箇所等における避難誘導等の措置

都道府県警察は、大規模災害発生時に、石油コンビナート等の危険物施設、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設、ボイラー施設、地下街等の危険箇所について、速やかに、大規模な火災、有害物質の漏えい、爆発等の発生の有無の調査を行うものとする。また、当該施設等の管理者等から二次災害の発生のおそれのある旨通報を受けた場合は、施設内滞在者及び施設周辺住民の避難誘導や交通規制等災害の拡大を防止するための的確な措置をとるものとする。

第 8 社会秩序の維持

都道府県警察は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内等での女性や子供等に対する性暴力・DVやトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺（海上を含む。）におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行うものとする。また、

被災地において発生することが予想される悪質商法等の生活経済事犯、知能犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努めるものとする。

加えて、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努めるものとする。

警察署等においては、地域の自主防犯組織等と安全確保に関する情報交換を行うなど連携を保ち、また、住民等からの相談については、親身に対応し、住民等の不安の軽減に努めるものとする。

第 9 緊急交通路の確保

1 交通状況の把握

都道府県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

2 交通規制の実施

都道府県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たるものとする。

緊急交通路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の的確かつ円滑な実施等に配慮して行うものとする。また、被災地への流入車両等を抑制するため必要があるときは、被災地域周辺の都道府県警察と共に、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。

さらに、災害発生後の被災地の状況等に応じて、応急復旧のための人員及び資機材輸送の必要性に配慮するなど、被害の状況、緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行うものとする。

3 輸送対象の想定

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況

に応じて、おおむね以下のとおりとする。

(1) 第1段階

- ・ 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資
- ・ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- ・ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の災害応急対策に必要な人員・物資等
- ・ 医療機関へ搬送する負傷者等
- ・ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階

- ・ 上記(1)の続行
- ・ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ・ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- ・ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階

- ・ 上記(2)の続行
- ・ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ・ 生活必需品

4 交通規制の周知徹底

都道府県警察は、交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他の必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図るものとする。

5 その他緊急交通路確保のための措置

(1) 交通管制施設の活用

都道府県警察は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能の回復に努めるとともに、これらを活用するものとする。

(2) 放置車両の撤去等

都道府県警察は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の

撤去等を行うものとする。

(3) 運転者等に対する措置命令

都道府県警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行うものとする。

(4) 障害物の除去

都道府県警察は、緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、消防機関、自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとるものとする。

(5) 道路管理者等への要請

都道府県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するため、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

6 関係機関等との連携

都道府県警察は、交通規制に当たっては、道路管理者、防災担当部局等と相互に密接な連携を保つものとする。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。

第10 被災者等への情報伝達活動

1 被災者等のニーズに応じた情報伝達活動の実施

都道府県警察は、被災者等のニーズを十分把握し、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用するなどして、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等の適切な伝達に努めるものとする。

なお、その際、インターネット上の流言飛語等による社会的混乱を防止するとともに、国民の適切な判断と行動を助けるため、正確かつ的確な情報の伝達に留意するほか、高齢者、障害者、外国人等の避難行動要支援者等に応じた伝達を行うものとする。

2 相談活動の実施

都道府県警察は、災害発生時には、被災者の安否を気遣う肉親等の相談に応じるため、行方不明者相談所、消息確認電話、相談窓口等の設置に努めるもの

とする。その際、災害対策基本法において行方不明者数については市町村が把握することとされていること（ただし、市町村においては、安否の確認がとれていないことのみでは、行方不明者数として計上しないことに留意する必要がある。）及び安否確認のため市町村において把握している避難者情報等を活用する必要があることから、行方不明者に係る相談について、市町村との情報共有を図るものとする。

また、避難所等に避難している被災者の不安を和らげるため、移動交番車の派遣や避難所への警察官の立ち寄り等による相談活動を推進するなど避難所等における親身な活動を推進するものとする。

3 多様な手段による情報伝達

都道府県警察は、地域に密着した活動等を通じ、住民の避難先、救援物資の配布場所等の地域住民等の生活に必要な情報の収集に努めるとともに、それらの情報や悪質商法への注意喚起等の地域安全情報を警察本部、警察署、交番、駐在所等の掲示板や拡声器、地元のミニFM局、ミニ広報紙、インターネット等を活用し、あるいは自主防犯組織等を通じるなどして幅広く伝達するものとする。

また、警察署、交番等のファックスを利用して地域の各種施設等への情報を伝達するファックスネットワークを活用するものとする。

第11 報道対応

都道府県警察は、災害警備本部、警察署災害警備本部等における報道対応窓口を一本化し、責任ある報道対応をするものとする。報道発表等に当たっては、警察庁及び関係地方公共団体と密接に連絡を取り必要に応じ調整を図るものとする。

第12 情報システムに関する措置

都道府県警察は、災害発生後においても情報システムの機能を確保するため以下の措置をとるものとする。

1 電子計算組織の機能回復

災害発生後、速やかに情報システムの機能の確認を行うとともに、障害が生じた電子計算組織の機能の回復を図るものとする。

2 災害警備活動に必要な情報の共有

災害警備活動に必要な情報を共有するため、既存のデータベースを活用するなどの措置をとるものとする。

第13 関係機関との相互連携

都道府県警察は、指定地方行政機関、指定公共機関等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

第14 自発的支援の受入れ

1 ボランティアの受入れ

都道府県警察は、自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安の除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援等を行うものとする。

2 海外からの支援の受入れ

都道府県警察等は、警察庁から海外からの支援の受入れの連絡を受けた場合には、当該支援活動が円滑に行われるよう、警察庁、管区警察局、都道府県、市町村その他の関係機関と連絡を取りつつ、必要な措置を講じるものとする。

第4節 災害復旧・復興

第1 警察施設の復旧

都道府県警察は、警察施設の復旧については、その重要性に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図ることとする。

第2 暴力団排除活動の徹底

都道府県警察は、復旧・復興事業への暴力団等の介入を阻止するため、暴力団等の動向把握と取締りに努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働き掛けを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

第3 交通規制の実施

都道府県警察は、円滑な災害復旧・復興を図るため、交通状況、道路状況等を考慮し、輸送需要を踏まえ、適切な交通規制等を行うこととする。

第 3 編 津波災害対策

第 1 章 国家公安委員会及び警察庁のとりべき措置

第 1 節 災害に備えての措置

国家公安委員会及び警察庁は、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波による災害の発生に備え、以下の措置をとるものとする。

第 1 津波警報・注意報等の伝達

国家公安委員会及び警察庁は、迅速かつ正確な津波警報・注意報等の伝達のため、伝達手段の多重化及び多様化を含め体制の充実を図るものとする。

第 2 情報通信の確保

国家公安委員会及び警察庁は、津波災害発生時においても個々の施設の機能を維持するため、停電時における通信の確保のための非常用電源の確保及び無線設備や非常用電源設備の浸水する可能性が低い箇所への設置等に努めるものとする。

第 3 災害用装備資機材の整備充実

国家公安委員会及び警察庁は、都道府県警察における胴付水中長靴、とび口、ゴム長手袋、踏み抜き防止板等捜索用機材等の災害警備用装備資機材の整備充実を図るものとする。

第 4 交通管制施設及び交通管理体制の整備

国家公安委員会及び警察庁は、信号機、交通情報板等の交通管制施設について、津波被害に対する安全性の確保を図るとともに、災害時における広域的な交通管理体制の整備を図るものとする。

また、道路交通機能の確保のため重要となる信号機電源付加装置の整備等の信号機減灯対策を推進するものとする。

第 5 国民の防災活動の推進

国家公安委員会及び警察庁は、地方公共団体と連携し、住民等に対し、津波ハザードマップ等を活用し、津波の危険や避難方法等について周知・理解させ、防災意識の高揚を図るものとする。

第 6 訓練の実施

警察庁は、津波による広範な浸水を想定した救出救助方法等の検討を行うとともに、訓練を継続的に実施し、救出救助能力の強化を図るものとする。

第 7 教養等の実施

警察庁は、東日本大震災における反省、教訓事例等を活用した教養を実施するとともに、広報啓発活動及び各種資料等の作成を行うものとする。

第 2 節 災害時の対策

第 1 津波警報・注意報等の伝達

警察庁は、都道府県警察を通じて津波警報・注意報等を迅速かつ正確に沿岸住民等に伝達するものとする。

第 2 関係機関との協力

警察庁は、津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、内閣府、消防庁、国土交通省、気象庁、防衛省等の関係機関と津波災害対策に関する相互協力に努めるものとする。

第 3 広域的な部隊の運用

警察庁は、大規模な津波災害が発生した場合に派遣する警察災害派遣隊の運用について定めるとともに、随時見直しを行うものとする。

第 4 遺体の身元確認に関する関係機関との連携

警察庁は、津波災害においては遺体の身元確認が困難となる場合が多いことを考慮し、遺体の身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう関係地方公共団体、指定公共機関等関係機関と密接に連携するものとする。

第 2 章 地域防災計画の作成の基準となるべき事項

第 1 節 災害に備えての措置

第 1 津波警報・注意報等の伝達

都道府県警察は、迅速かつ正確な津波警報・注意報等の伝達のため、伝達手段

の多重化及び多様化を含めた連絡・伝達体制及び設備の充実を図るものとする。

第2 津波からの避難誘導等

都道府県警察は、津波被害の特性を踏まえ、津波によって浸水が予想される地域の住民を安全に避難誘導するため、以下の措置を講ずる。

1 実態把握

都道府県警察は、津波によって浸水が予想される地域の危険箇所、避難行動要支援者等の実態把握に努めるものとする。また、市町村から名簿等情報の提供を受けた場合は、実態把握に効果的に活用するとともに、名簿等情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

2 避難場所の選定、避難路の複数指定

都道府県警察は、地方公共団体と協力して浸水予測地図等によりあらかじめ予想した被害状況に応じて、避難場所の選定及び個々の避難場所に至る避難路の複数指定に努めるものとする。

3 住民等への周知徹底

都道府県警察は、地方公共団体と連携して、防災訓練等を通じて、住民等に対し、津波に対する地勢的特性に関する知識、避難路、避難場所、避難方法等について周知徹底を図るものとする。

この際、避難のための車両の使用については、以下の点に留意することを周知徹底するものとする。

- (1) 津波の発生時に車両を運転中である場合、又はそれ以外の場合であって津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。
- (2) 津波から避難するため車両を使用するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意しながら運転すること。

4 避難行動要支援者等に係る避難誘導体制の整備

都道府県警察は、地方公共団体と連携し、高齢者、障害者、外国人等の避難行動要支援者等を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平素から名簿等情報の活用等により、避難行動要支援者等に係る避難誘導体制の整備を図るものとする。

5 避難手段の検討

津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とするが、津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者等の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車で避難せざるを得ない場合における安全かつ確実な避難方策について、市町村から協議があった際には、警備部門と交通部門が連携して対応するものとする。

6 活動要領の策定

都道府県警察は、地方公共団体等と連携しつつ、津波に対する地勢的特性を踏まえ、警察職員の運用や装備資機材の活用等の具体的な活動要領を策定するものとする。その際、防災対応や避難誘導に当たる警察職員の安全を確保するため、市町村等との意思疎通を緊密に図りながら、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとする。

また、避難誘導の訓練を実施することにより、避難誘導活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直すものとする。

第3 警備体制の確立

都道府県警察は、津波災害に伴い、警察災害派遣隊の派遣要請が予想されることから、平素から招集・派遣体制の整備等を図るものとする。特に、即応部隊については、平素から隊員に対する救出救助技能、自活能力の向上に向けた教養訓練を徹底するものとする。

第4 警察施設等の災害対策

都道府県警察は、津波による被害のおそれのある地域における警察施設等については、津波に対する安全性に配慮するとともに、建築物の耐浪性の向上、非常用電源の設置場所や物資の備蓄場所を想定浸水深より高い位置とするなど、津波に対する対応力を強化するものとする。

第5 交通管制施設及び交通管理体制の整備

都道府県警察は、信号機、交通情報板等の交通管制施設について津波被害に対する安全性の確保を図るとともに、災害時における広域的な交通管理体制の整備を図るものとする。

また、道路交通機能の確保のため重要となる信号機電源付加装置の整備等の信号機減灯対策を推進するものとする。

第 6 災害用装備資機材の整備充実

都道府県警察は、津波災害について、胴付水中長靴、とび口、ゴム長手袋、踏み抜き防止板等捜索用機材等の災害警備用装備資機材の整備充実を図るものとする。

第 7 教養訓練の実施等

都道府県警察は、津波到達時間を踏まえた避難誘導活動等を迅速かつ的確に実施するため、津波の想定浸水域、無線機等情報伝達機器の確実な運用等津波災害に関する教養を実施するとともに、地方公共団体等と連携した訓練の実施に努めるものとする。

第 8 被留置者への対応

都道府県警察は、津波浸水予測等を踏まえ、被留置者の避難や移送を的確に行うため、非常計画の見直し及び訓練を実施するものとする。また、被留置者の処遇を確保するための装備資機材等の整備及び被留置者の移送に関し、検察庁と必要な連携を図るものとする。

第 2 節 災害時の対策

第 1 津波警報・注意報等の伝達

都道府県警察は、津波警報・注意報等が発表された場合又は津波による浸水が発生すると判断した場合、津波警報・注意報等を迅速かつ正確に沿岸住民、船舶等に伝達する。その際、対象者に漏れなく、かつ、分かりやすい伝達に努めるとともに、避難行動要支援者等に応じたものとする。

第 2 被災者の避難誘導等

都道府県警察は、避難誘導や防災対応に当たる警察官の安全を確保しつつ、予想される津波到達時間も考慮し、必要に応じ警察官が避難指示を行うなどして、安全かつ迅速な避難誘導を行うものとする。また、市町村から名簿等情報の提供を受けた場合は、避難誘導に効果的に活用すること。

第 3 被災者の救出救助活動

都道府県警察は、津波災害現場における被災者の救出救助に当たっては、警察用航空機、災害救助犬及び各種装備資機材を活用するものとする。

第４ 身元確認等

都道府県警察は、津波災害においては遺体の身元確認が困難となるケースが多いことを考慮し、地方公共団体等と連携し、また、必要に応じて他の都道府県警察に支援を要請するなどして、検視・死体調査の要員・場所等を確保するとともに、遺体の身元確認に資する資料の収集・確保、医師等との連携に配慮し、迅速かつ的確な検視・死体調査、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等に努めるものとする。

第５ 行方不明者の相談活動等の実施

都道府県警察は、津波災害においては被災地が広範囲にわたることから、被災者の安否を気遣う肉親等の相談に応じるため、行方不明者相談所、消息確認電話、相談窓口等の設置に努めるものとする。その際、災害対策基本法において行方不明者数については市町村が把握することとされていること（ただし、市町村においては、安否の確認がとれていないことのみでは、行方不明者数として計上しないことに留意する必要がある。）及び安否確認のため市町村において把握している避難者情報等を活用する必要があることから、行方不明者に係る相談について、市町村との情報共有を図るものとする。

さらに、避難所等に避難している被災者の不安を和らげるため、移動交番車の派遣や避難所への警察官の立ち寄り等による相談活動を推進するなど避難所等における親身な活動を推進するものとする。

第６ 社会秩序の維持

都道府県警察は、津波災害においては被災地が広範囲にわたることを考慮し、窃盗等の犯罪の発生や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内等での女性や子供等に対する性暴力・ＤＶやトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺（海上を含む。）におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行うものとする。また、被災地において発生することが予想される悪質商法等の生活経済事犯、知能犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努めるものとする。加えて、被

災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努めるものとする。

第 7 大量拾得物の処理

都道府県警察は、津波災害により広範囲が被災し、大量の拾得物を取り扱う場合においては、保管場所の確保、必要な処理体制の整備等早期返還に向けた対応に努めるものとする。

第 4 編 東海地震に係る措置

第 1 章 国家公安委員会及び警察庁がとるべき措置

第 1 節 地震防災応急対策に係る措置

第 1 国家公安委員会の措置

国家公安委員会委員長は、大震法第 9 条の規定に基づく警戒宣言が発せられたときは、直ちに国家公安委員会を招集するものとする。

国家公安委員会委員長及び国家公安委員会委員が速やかに参集することが困難な場合等には、テレビ会議方式又は持ち回り方式により会議を行うものとする。

緊急の事態に際し、会議の議決をすることができない場合には、国家公安委員会は、あらかじめ定めた手続に従い、必要な措置をとるものとする。

第 2 警察庁の措置

1 地震予知情報等の伝達

気象庁が発表する東海地震に関する情報、警戒宣言、警戒解除宣言その他のこれに関連する情報（以下「東海地震に関する情報等」という。）の伝達は、別図 1 に示すところにより行うものとする。

この場合において、伝達事務は、2 の災害警備対策室、3 の災害警備本部、4 の地震災害警戒警備本部（以下「警察庁警戒本部等」という。）がそれぞれ設置されるまでの間は、執務時間内は警察庁警備局警備運用部警備第二課（以下「警備第二課」という。）、執務時間外は警察庁総合当直において行い、設置後は、警察庁警戒本部等において行うものとする。

2 災害警備対策室の設置

長官は、東海地震に関連する調査情報（定例の情報及び臨時の情報のうち警察措置の必要がないと判断できるものを除く。）が発せられた場合には、災害警備対策室を設置するものとする。

3 災害警備本部の設置

長官は、東海地震注意情報が発せられた場合には、災害警備本部を設置するものとする。

4 地震災害警戒警備本部の設置

長官は、警戒宣言が発せられた場合又は発せられることが予想される場合には、長官を長とする地震災害警戒警備本部を設置するものとする。

5 情報の収集・報告

(1) 情報の収集

ア 管轄都県警察等からの情報の収集

強化地域を管轄する都県警察（以下「管轄都県警察」という。）及び強化地域に係る都県に隣接し、又は近接する府県の区域を管轄する府県警察並びに関東、中部及び近畿管区警察局からの情報の収集は、以下の事項を重点として行うものとする。

- (ア) 警備体制の確立状況
- (イ) 住民等の反応と避難等の状況
- (ウ) 主要幹線道路等の交通の状況
- (エ) 特異事案の発生状況と今後の見通し
- (オ) 交通対策、警備対策等警察措置の実施状況
- (カ) 関係機関の対策の実施状況

イ その他の道府県警察等からの情報の収集

ア以外の管区警察局及び道府県警察からの情報の収集は、必要に応じ、関連する事項について行うものとする。

ウ 関係機関からの情報の収集

内閣府、消防庁、国土交通省、気象庁、防衛省等の関係機関からの情報収集は、連絡を密にして迅速に行うものとする。

(2) 地震災害警戒本部に対する報告

大震法第28条第2項の規定に基づき、長官は、地震災害警戒本部に対して、警備体制の確立状況、治安の概況と見通し及び交通対策、警備対策等警察措置の実施状況について報告するものとする。

6 都道府県警察の活動に関する調整等

都道府県警察の実施する地震防災応急対策の効果的推進を図るため、以下に掲げる都道府県警察の警察活動に関して調整するものとする。

この場合において、民心に不安を生ずべき大規模な災害に係る事案で国の公

安に係るものについての警察運営に関して、都道府県警察を指揮監督するものとする。

- (1) 災害警備活動
- (2) 都道府県警察相互間の支援
- (3) 交通対策
- (4) 社会秩序の維持
- (5) 危険物の保安対策
- (6) 住民等への情報伝達活動
- (7) 生活必需物資の確保のための関係機関への協力
- (8) その他治安維持上必要な事項

7 即応部隊の運用に関する調整等

- (1) 東海地震注意情報が発せられた場合

警察庁は、帯同装備品の点検・整備、所定箇所への隊員の集結、同所での待機等、即応部隊の派遣に向けた準備行動について必要な指示及び調整を行うものとする。

- (2) 警戒宣言が発せられた場合

警察庁は、東海地震発生後の災害警備活動を迅速的確に実施するため、即応部隊の強化地域周辺への事前派遣等について必要な指示及び調整を行うものとする。

具体的な派遣計画については別に定める。

8 交通対策

- (1) 基本方針

警戒宣言が発せられた場合における交通対策については、以下に掲げる基本方針にのっとり都道府県警察を指導調整するものとする。

なお、都道府県警察の策定する交通規制計画については、広域的な交通対策の観点からあらかじめ指導調整するものとする。

ア 強化地域内での一般車両の走行は極力抑制するものとする。

イ 強化地域への一般車両の流入は極力制限するものとする。

ウ 強化地域外への一般車両の流出は交通の混乱が生じない限り原則として

制限しないものとする。

エ 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図るものとする。

オ 高速自動車国道及び自動車専用道路については、一般車両の強化地域への流入を制限するとともに、強化地域内におけるインターチェンジ等からの流入を制限するものとする。

(2) 広域交通規制等

ア 警戒宣言が発せられた場合は、必要により強化地域及びこれに隣接し、又は近接する地域における交通の混乱を防止し、かつ、緊急輸送を確保するため、関係の都道府県警察に対し交通の状況に応じて「緊急交通路指定予定路線」又は「交通検問所」のうちから区間又は地点を指定し、必要な交通の規制又は誘導、自動車の利用の抑制の要請等の実施について指導調整するものとする。

イ 「緊急交通路指定予定路線」及び「交通検問所」は、あらかじめ定めるものとする。

9 情報通信の確保

地震防災応急対策に係る措置の迅速かつ的確な実施を図るため、情報通信の確保については、以下に定めるとおりとする。

(1) 通信に関する措置

ア 通信の確保

(ア) 警戒宣言が発せられた場合は、速やかに通信手段の機能の確認を行うとともに、警備体制の確立等に必要な通信を確保するものとする。その際、画像情報の収集、無線通話の同時モニター等被害状況を把握する通信手段の確保にも留意するものとする。

(イ) 広域通信系等複数の都道府県警察の使用する無線通信系の効果的運用を図るものとする。

イ 通信制限

通信の輻輳、警察通信施設の重大な障害等のため警察活動に支障が生じると予想されるときは、通話の種類、通話時間、通話先等について通信制

限を行い、災害警備活動に必要な通信を確保するものとする。

ウ 幹線通信の確保のための応急措置

幹線通信の確保に重大な障害が生じ、又は生じると予想される場合は、衛星通信回線による応急通信系の設定、無線多重回線の構成変更等通信の確保のための応急措置をとるものとする。

エ 通信資機材の支援

都道府県警察が行う災害警備活動に対し必要な通信資機材の支援を行うとともに、都道府県警察相互間の通信資機材の支援について調整を行うものとする。

(2) 情報システムに関する措置

警戒宣言が発せられた場合は、災害警備活動に必要な情報提供手段の確立等情報を有効に活用するための措置をとるものとする。

10 関係機関との協力

警戒宣言が発せられた場合には、内閣府、消防庁、国土交通省、気象庁、防衛省等の関係機関と災害活動に関する相互協力を努めるものとする。

11 警察施設等の点検及び整備

警戒宣言が発せられた場合は、地震防災応急対策の実施に必要な警察施設及び装備資機材の点検並びに整備を行うものとする。

第3 附属機関及び地方機関における措置

皇宮警察本部等の附属機関及び管区警察局等の地方機関は、第2編第1章第1節第11に基づき作成する計画において、第2に定める事項に関し必要な事項を定めるものとする。

第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

第1 警察通信施設の整備

大震法第6条第1項第2号の規定に係る警察通信施設については、特に以下の事項について、整備を図るものとする。

- ・ 映像伝送システムの強化
- ・ 警察移動通信システムの強化

- ・ 警察情報通信基盤の堅牢化・高度化の推進

第 2 施設・装備資機材の整備

第 1 以外の災害警備活動の実施に必要な施設・装備資機材については、強化地域の特殊性を勘案し、整備を図るものとする。

第 3 節 訓練、教養等

第 1 訓練の実施

地震防災応急対策の迅速かつ的確な実施と防災意識の高揚を図るため、東海地震に係る防災訓練は、毎年 1 回以上、警察庁、関東及び中部管区警察局並びに管轄都県警察が参加し、本部設置運営訓練、情報の収集・伝達訓練、避難誘導訓練、交通規制訓練等を内容とし、実施するものとする。

この場合において、可能な限り、防災関係機関、公私の団体、住民等の参加を得て、総合的な実施に努めるものとする。

第 2 警察職員に対する教養

警察職員に対して行う地震防災上必要な教養は、大震法に関する知識、東海地震に係る地震防災に関する知識、防災機関の果たすべき役割、災害警備活動要領等について計画的に行うものとする。

第 3 住民等への情報伝達活動

警戒宣言が発せられた後の経過に応じて住民等に伝達すべき情報について、あらかじめ整理するものとする。また、住民等からの問合せ等に的確に対応できる体制を整備するものとする。

第 2 章 地方防災会議等が定める地震防災強化計画の作成の基準

第 1 節 地震防災応急対策に係る措置

第 1 東海地震警戒警備本部の設置等

管轄都県警察は、東海地震注意情報を受けた場合は、直ちに第 2 編第 2 章第 3 節第 1 の 3 (3) の非常体制をとり、警視庁、県警察本部及び警察署に都県警察（警察署）東海地震警戒警備本部（以下「東海地震警戒警備本部」という。）を設置

するとともに、部隊の編成等所要の措置をとるものとする。

この場合において、東海地震警戒警備本部の組織及び任務分担、部隊の編成運用計画、部隊の招集等については、警察本部（警察署）長が、別に定めるものとする。

第2 地震防災応急対策に係る災害警備活動の基準

管轄都県警察が実施すべき地震防災応急対策に係る災害警備活動は、おおむね以下に掲げる事項を基準として、計画し、実施するものとする。

1 情報の収集・伝達

情報の収集・伝達は、おおむね以下の事項により行うものとする。

(1) 東海地震に関する情報等の伝達

ア 東海地震に関する情報等の伝達については、別図1に示すところに従い、その具体的経路及び方法を定めるものとする。

この場合において、伝達事務は、東海地震警戒警備本部が設置されるまでの間は、執務時間内は災害警備実施担当課、執務時間外は当直等において行い、設置後は東海地震警戒警備本部において行うものとする。

なお、情報の内容に応じ、伝達方法について特に配慮するものとする。

イ 都県知事が行う市町村長等への東海地震に関する情報等の伝達については、実態に応じ、伝達が迅速かつ的確に行われるよう、可能な限り協力するものとする。

ウ 市町村長が行う地域住民等への地震予知情報、警戒宣言等の伝達については、実態に応じ、伝達が短時間内に正確かつ広範に行われるよう、可能な限り協力するものとする。

(2) 各種情報の収集・伝達

各種情報の収集・伝達については、管轄区域内における諸般の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、警察庁と都県警察間、都県警察相互間等の情報の報告・連絡が的確に行われるよう、以下に定める事項について対応する情報の収集・伝達の方法を定めるものとする。

ア 警備体制の確立状況

イ 住民等の反応と避難等の状況

- ウ 主要幹線道路等の交通の状況
- エ 特異事案の発生状況と今後の見通し
- オ 交通対策、警備対策等警察措置の実施状況
- カ 関係機関の対策の実施状況

(3) 地震災害警戒本部等との連絡等

ア 都県地震災害警戒本部が設置された場合には、当該都県警察における地震防災応急対策に係る措置の実施状況等について、必要に応じ連絡するものとし、その具体的手段及び方法を定めるものとする。

イ 都県地震災害警戒本部以外の関係機関への情報の伝達は、当該地域における地震防災応急対策に係る措置の迅速かつ的確な実施を図るため、可能な範囲において積極的に行うものとする。

2 住民等への情報伝達活動

住民等への情報伝達活動は、民心の安定を図るとともに混乱の発生を防止し、地震防災応急対策に係る措置が迅速かつ的確に行われるよう、おおむね以下に定めるところにより積極的に行うものとする。

(1) 情報伝達活動の重点

住民等への情報伝達活動は、以下に掲げる事項を重点として実施するものとする。

- ア 東海地震に関する情報の内容等に関する情報
- イ 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置
- ウ 交通の状況と交通規制の実施状況
- エ 犯罪予防等のために住民等がとるべき措置
- オ その他混乱防止のために必要な情報

(2) 情報伝達活動の実施方法

住民等への迅速かつ的確な情報伝達活動を実施するため、関係機関との連絡を密にして、おおむね以下の方法により反復して行うものとする。

- ア 交番、駐在所、パトカー等の勤務員の活用
- イ ビラ、チラシの配布及び横断幕、立看板等の掲出
- ウ 地域の各種施設等との間で構築しているファックスネットワークの活用

エ 新聞、テレビ、ラジオ等マスメディアに対する積極的協力要請

オ 防犯協会等自主防犯組織との連携

3 社会秩序の維持

警戒宣言に伴う混乱の防止並びに犯罪の予防及び取締りのため、おおむね以下に定めるところにより社会秩序の維持に当たるものとする。

(1) 避難に伴う混乱等の防止

避難に伴う混乱等の防止に関しては、避難が的確に行われるよう関係機関等と密接な連携を図り、混乱防止のための具体的方策について、あらかじめ検討するものとする。

この場合において、住民等の節度ある行動により、避難が的確に行われるよう、平素から住民等に対し積極的な広報等を行うものとする。

(2) 不法事案等の予防及び取締り

不法事案等の予防及び取締りに当たっては、住民等の不安を軽減し混乱の発生を防止するため、悪質商法等の生活経済事犯、知能犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等生活に密着した犯罪の予防及び取締りに重点を置くほか、住民等のい集地における混乱の発生防止、流言飛語の防止等の活動を積極的に行うものとする。

(3) 避難場所、警戒区域、重要施設等の警戒

避難場所、警戒区域、重要施設等の警戒活動の実施に当たっては、警戒従事員の配置箇所、装備資機材の活用、関係機関との密接な連携等に配慮して効率的な活動の実施に努めるものとする。

この場合において、警戒対象の特性に応じ、関係機関等との協力に基づく的確な対応が実施されるよう、事前に必要な措置を講じるものとする。

(4) 住民等による地域安全活動

ア 地域安全活動については、特に地域住民の積極的な協力が必要であるので、平素から関係機関との密接な連携により自主防犯組織の育成強化を図り、警戒宣言が発せられた場合においては、当該組織が効果的に活動できるようその支援に努めるものとする。

イ 会社、事業所等については、平素から管理者との連携を図り、警戒宣言

が発せられた場合においては、施設管理者、従業員、警備員等による自主防犯活動が積極的に行われるように努めるものとする。

4 交通対策

交通対策は、交通の混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の避難の円滑と緊急輸送を確保するため、以下のとおり実施するものとする。

(1) 交通規制

ア 広域的な交通対策の観点から次の事項を基本として、あらかじめ策定された交通規制計画に基づき、交通規制を実施するものとする。

(ア) 強化地域内での一般車両の走行は極力抑制するものとする。

(イ) 強化地域への一般車両の流入は極力制限するものとする。

(ウ) 強化地域外への一般車両の流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しないものとする。

(エ) 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図るものとする。

(オ) 高速自動車国道及び自動車専用道路については、一般車両の強化地域への流入を制限するとともに、強化地域内におけるインターチェンジ等からの流入を制限するものとする。

イ 交通規制計画の策定に当たっては、以下に掲げる道路について、避難計画、緊急輸送計画、道路啓開計画及び隣接する府県警察等の交通規制計画と整合性のとれた規制計画を定めるものとする。

(ア) 警察庁が指定する広域交通規制対象道路

(イ) 緊急交通路、避難路その他の防災上重要な幹線道路

(ウ) 高速道路（インターチェンジについては個々のインターチェンジごと）

(エ) 広域的な避難場所等防災上重要な施設の周辺道路

(オ) 津波の来襲、崖崩れ等の発生が予想される施設の周辺道路

(カ) 石油コンビナート等災害発生時に重大な火災の発生が予想される施設の周辺道路

(キ) その他防災上交通規制計画を策定しておく必要のある道路

ウ 交通管制センター、信号機等交通管制施設については、警戒宣言が発せられた場合における運用計画は別に定めるものとする。

(2) 運転者等への周知活動

東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画に基づき、警戒宣言時における運転者のとるべき以下の措置を運転者等に対して周知徹底するものとする。

ア 車両を運転中に警戒宣言が発せられたとき

(ア) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

(イ) 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。

イ 車両を運転中以外の場合に警戒宣言が発せられたとき津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。

(3) 緊急輸送車両の確認

大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）第12条の規定に基づく都道府県公安委員会の行う緊急輸送車両の確認は、以下の要領によるものとする。

ア 緊急輸送車両の確認の手続は、警察本部、警察署のほか、交通検問所等の検問箇所において実施するものとする。

イ 警察本部においては、緊急輸送需要をあらかじめ把握し、かつ警戒宣言時の交通検問所等現場における確認手続の効率化を図るため、緊急輸送車両について当該車両を使用する者からあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両等事前届出済証を交付するなど、緊急輸送車両確認手続の事前届出制度について整備を図るものとする。

(4) 関連対策

警戒宣言が発せられた場合における交通規制の円滑な実施を図るため、特に以下に定める事項を講じるものとする。

ア 避難路及び緊急交通路確保のための一般車両の使用の抑制についての関係機関等に対する協力依頼

イ 運転者等への交通情報の伝達を迅速かつ的確に実施するための報道機関、日本道路交通情報センター等との密接な連携の確保

ウ 総合的交通対策実施のためのバス、鉄道等公共交通機関の運行についての関係機関との連絡調整

エ 避難路、緊急輸送路、避難場所及び防災上重要な施設の周辺道路における駐車禁止規制の実効の確保並びに違法な道路使用及び放置物件の排除

オ 警備業者等との支援協定等に基づく交通誘導の実施等に関する要請

5 警察施設等の点検及び整備

警察施設等の点検及び整備に当たっては、警察庁舎、警察通信施設、交通管制施設等について被災の防止と応急対策の迅速かつ的確な実施を図るため、おおむね以下の措置をとるものとする。

(1) 警察庁舎の防護措置

ア 被災防止のための庁舎の点検及び整備

イ 火気等の点検及び防火措置

ウ 施設内各種機器の転倒、破損防止措置

エ 非常発電装置の点検及び整備

オ その他庁舎内の被災防止措置

(2) 警察通信施設の機能維持のための措置

ア 警察通信施設の定期点検の徹底

イ 保守用物品の十分な整備

ウ その他警察通信施設の被災防止措置

(3) 交通管制施設等の機能の確保措置

ア 信号機用非常電源の配備体制の確保措置及び特別点検の実施

イ 倒壊、破損時の緊急復旧体制の確保措置

ウ 交通対策用機材の配分体制の確保措置

第 2 節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

第 1 緊急整備事業施設等の整備

大震法第 6 条第 1 項第 2 号に定める関係機関が行う施設等の整備に関しては、警察の実施する地震防災応急対策及び災害応急対策を効果的に推進し得るよう、平素から当該関係機関との緊密な連携を保持して、その調整に配慮するものとする。

第 2 地震防災対策実施上必要な災害警備用装備資機材の整備充実

災害警備活動の迅速かつ的確な実施を図るため、災害警備用装備資機材の整備充実に努めるものとする。

第 3 節 東海地震に係る防災訓練

第 1 訓練の実施

地震防災応急対策の迅速かつ的確な実施と防災意識の高揚を図るため、東海地震に係る防災訓練は毎年 1 回以上実施するものとする。

第 2 訓練の内容

訓練は、警戒宣言に伴う地震防災応急対策及び災害発生後の災害応急対策に係るものを内容として行うものとし、「基本訓練」、「図上訓練」、「総合訓練」等各種訓練を反復して実施するものとする。

この場合において、可能な限り他の関係機関と連携し、多数の住民等の参加を得て総合的、実践的に行うように努めるものとする。

第 4 節 地震防災上必要な教養等

第 1 警察職員に対する教養

警察職員に対して行う地震防災上必要な教養は、大震法に関する知識、東海地震に係る地震防災に関する知識、防災機関の果たすべき役割、災害警備活動要領等について、計画的に行うものとする。

第 2 住民等に対する防災知識の普及

住民等に対する防災知識の普及に当たっては、防災関係機関等と積極的に連携

するとともに、地域における自主防犯・防災組織の協力を得て、おおむね以下に定める事項について実施するものとする。

- ・ 警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- ・ 想定される地震及び津波に関する知識
- ・ 東海地震に関する情報等が公表された場合及び地震が発生した場合に住民、運転者等のとるべき措置
- ・ 東海地震に関する情報等が公表された場合及び地震が発生した場合の正確な情報入手の方法
- ・ 警戒宣言が発せられた場合に講じる地震防災応急対策等の内容
- ・ 各地域における避難地及び避難路に関する知識
- ・ 住民等が平素から実施すべき対策の内容

第 3 章 隣接府県等の地域防災計画の作成の基準

第 1 隣接府県の地域防災計画

強化地域に係る都県に隣接する府県の地域防災計画においては、警戒宣言時にとるべき警備体制を始め、緊急輸送車両の確認その他の交通対策、情報収集・伝達、住民等に対する情報伝達、社会秩序の維持等所要の対策について管轄都県警察で定める基準に準じて定めるものとする。

第 2 その他の道府県の地域防災計画

強化地域に係る都県及びこれに隣接する府県以外の道府県の地域防災計画においては、緊急輸送車両の確認に関する事項を定めるほか、当該道府県の地理的条件その他の諸情勢を考慮の上、管轄都県警察で定める基準を参考として所要の事項を定めるものとする。

第 5 編 南海トラフ地震に係る措置

第 1 章 国家公安委員会及び警察庁がとるべき措置

第 1 節 先発地震発生時における措置

南海トラフ沿いの想定震源域及びその周辺で速報的な評価でマグニチュード 6.8 以上の地震（以下「先発地震」という。）が発生した場合、第 2 編第 1 章第 2 節の措置をとることとする。

第 2 節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における 災害応急対策に係る措置

第 1 国家公安委員会の措置

国家公安委員会委員長は、気象庁が、南海トラフ地震臨時情報（調査中）（南海トラフ沿いの想定震源域及びその周辺で速報的な評価でマグニチュード 6.8 以上の地震が発生した場合等に発表される情報をいう。以下同じ。）を発表した場合には、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）（南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合に発表される情報をいう。以下同じ。）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）（南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード 7.0 以上かつマグニチュード 8.0 未満の地震が発生したと評価した場合等に発表される情報をいう。以下同じ。）の発表に備え、国家公安委員会委員長及び国家公安委員会委員が速やかに参集できる体制を整えるものとする。

第 2 警察庁の措置

1 必要な体制の確保

長官は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合には、災害警備対策室等を設置するなど必要な体制を確保するものとする。

2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達は、別図 2 に示すところにより行うものとする。

この場合において、伝達事務は、必要な体制が確保されるまでの間は、執務時間内は警備第二課、執務時間外は警察庁総合当直において行う。

第 3 節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合 における災害応急対策に係る措置

第 1 国家公安委員会の措置

国家公安委員会委員長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等」という。）が発表され、災害対策基本法第 28 条の 2 に基づいて、緊急災害対策本部が設置されたときは、直ちに国家公安委員会を招集するものとする。

国家公安委員会委員長及び国家公安委員会委員が速やかに参集することが困難な場合等には、テレビ会議方式又は持ち回り方式により会議を行うものとする。

緊急の事態に際し、会議の議決ができない場合には、国家公安委員会は、あらかじめ定めた手続に従い、必要な措置をとるものとする。

第 2 警察庁の措置

1 災害警備本部の設置

長官は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、緊急災害警備本部を、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合には、第 2 編第 1 章第 2 節第 2 の 2 に準じて緊急災害警備本部、非常災害警備本部、特定災害警備本部又は災害警備本部を設置するものとする。

なお、国に緊対本部等が設置された場合においては、職員を指定して同本部に派遣するものとする。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達

気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達は、別図 2 に示すところにより行うものとする。

この場合において、伝達事務は、緊急災害警備本部、非常災害警備本部、特定災害対策本部又は災害警備本部が設置されるまでの間は、執務時間内は警備第二課、執務時間外は警察庁総合当直において行う。ただし、既に先発地震を

受けた災害警備対策室が設置されている場合は、同室において行うものとする。

3 情報の収集

(1) 管轄都府県警察等からの情報の収集

南海トラフ法第3条第1項に規定する南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）を管轄する都府県警察（以下「管轄都府県警察」という。）及び推進地域に係る都府県に隣接し、又は近接する県の区域を管轄する県警察並びに関東、中部、近畿、中国四国及び九州管区警察局からの情報の収集は、以下の事項を重点として行うものとする。

ア 警備体制の確立状況

イ 住民等の反応と避難等の状況

ウ 主要幹線道路等の交通の状況

エ 特異事案の発生状況と今後の見通し

オ 交通対策、警備対策等警察措置の実施状況

カ 関係機関の対策の実施状況

(2) その他の道県警察等からの情報の収集

(1)以外の管区警察局及び道県警察からの情報の収集は、必要に応じ、関連する事項について行うものとする。

(3) 関係機関からの情報の収集

内閣府、消防庁、国土交通省、気象庁、防衛省等の関係機関からの情報収集は、連絡を密にして迅速に行うものとする。

4 都道府県警察の活動に関する調整等

都道府県警察の実施する地震防災応急対策の効果的推進を図るため、以下に掲げる都道府県警察の警察活動に関して調整するものとする。

この場合において、民心に不安を生ずべき大規模な災害に係る事案で国の公安に係るものについての警察運営に関して、都道府県警察を指揮監督するものとする。

(1) 災害警備活動

(2) 都道府県警察相互間の支援

(3) 交通対策

- (4) 社会秩序の維持
- (5) 住民等への情報伝達活動
- (6) 危険物の保安対策
- (7) 生活必需物資の確保のための関係機関への協力
- (8) その他治安維持上必要な事項

5 即応部隊の運用に関する調整等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、警察庁は、帯同装備品の点検・整備、所定箇所への隊員の集結、同所での待機等、即応部隊の派遣に向けた準備行動について必要な指示及び調整を行うものとする。

6 交通対策

(1) 基本方針

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における交通対策については、以下に掲げる基本方針にのっとり都道府県警察を指導調整するものとする。

なお、都道府県警察の策定する交通規制計画については、広域的な交通対策の観点からあらかじめ指導調整するものとする。

ア 南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年中央防災会議決定。

令和3年修正）第5章第4節2(5)アに規定する事前避難対象地域内での一般車両の走行は極力抑制するものとする。

イ 事前避難対象地域への一般車両の流入は極力制限するものとする。

ウ 事前避難対象地域外への一般車両の流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しないものとする。

エ 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図るものとする。

オ 高速自動車国道及び自動車専用道路については、一般車両の事前避難対象地域への流入を制限するとともに、推進地域内におけるインターチェンジ等からの流入を制限するものとする。

(2) 広域交通規制等

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合は、必要

により事前避難対象地域及びこれに隣接し、又は近接する地域における交通の混乱を防止し、かつ、緊急輸送を確保するため、関係の都道府県警察に対し交通の状況に応じて「緊急交通路指定予定路線」又は「交通検問所」のうちから区間又は地点を指定し、必要な交通の規制又は誘導、自動車の利用の抑制の要請等の実施について指導調整するものとする。

イ 「緊急交通路指定予定路線」及び「交通検問所」は、あらかじめ定めるものとする。

7 情報通信の確保

地震防災応急対策に係る措置の迅速かつ的確な実施を図るため、情報通信の確保については、以下に定めるとおりとする。

(1) 通信に関する措置

ア 通信の確保

(ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合は、速やかに通信手段の機能の確認を行うとともに、警備体制の確立等に必要な通信を確保するものとする。その際、画像情報の収集、無線通話の同時モニター等被害状況を把握する通信手段の確保にも留意するものとする。

(イ) 広域通信系等複数の都道府県警察の使用する無線通信系の効果的運用を図るものとする。

イ 通信制限

通信の輻輳、警察通信施設の重大な障害等のため警察活動に支障が生じると予想されるときは、通話の種類、通話時間、通話先等について通信制限を行い、災害警備活動に必要な通信を確保するものとする。

ウ 幹線通信の確保のための応急措置

幹線通信の確保に重大な障害が生じ、又は生じると予想される場合は、衛星通信回線による応急通信系の設定、無線多重回線の構成変更等通信の確保のための応急措置をとるものとする。

エ 通信資機材の支援

都道府県警察が行う災害警備活動に対し必要な通信資機材の支援を行う

とともに、都道府県警察相互間の通信資機材の支援について調整を行うものとする。

(2) 情報システムに関する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合は、災害警備活動に必要な情報提供手段の確立等情報を有効に活用するための措置をとるものとする。

8 関係機関との協力

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合には、内閣府、消防庁、国土交通省、気象庁、防衛省等の関係機関と災害活動に関する相互協力を努めるものとする。

第3 災害応急対策をとるべき期間

災害応急対策をとるべき期間については、以下のとおりとする。

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が対象とする後発地震に対しては、推進地域において、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード8.0以上の地震の発生から1週間、本節に定める措置（以下「後発地震に対して警戒する措置」という。）をとるものとする。

なお、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード8.0以上の地震の発生から1週間を経過した後は、後発地震に対して警戒する措置のうち、事前避難対象地域における地域住民等の避難及び安全確保に係る措置は原則として解除するものとし、情報収集・連絡体制の確認及び施設・装備資機材等の点検等の措置（以下「後発地震に対して注意する措置」という。）については、引き続き、更に1週間継続してとるものとする。なお、当該期間を経過した後は、当該措置は原則解除するものとする。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が対象とする後発地震に対しては、推進地域において、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード7.0以上8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50キロメートル程度までの範囲でマグニチュード7.0以上の地震

（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生した場合は１週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面でゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

また、当該期間を経過した後は、当該措置は原則として解除するものとする。

第４節 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

長官は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査終了）（気象庁による南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表後、同庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等のいずれにも該当しない現象と評価する旨の情報をいう。以下同じ。）を発表した場合には、引き続き必要な体制を確保するものとする。

第５節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

第１ 警察通信施設の整備

南海トラフ法第５条第１項第１号の規定に係る警察通信施設については、特に以下の事項について、整備を図るものとする。

- ・ 映像伝送システムの強化
- ・ 警察移動通信システムの強化
- ・ 警察情報通信基盤の堅牢化・高度化の推進

第２ 施設・装備資機材の整備

第１以外の災害警備活動の実施に必要な施設・装備資機材については、推進地域の特殊性を勘案し、整備を図るものとする。

第６節 津波に関する情報の伝達等

第３編第１章に準ずる。

第 7 節 訓練、教養等

第 1 訓練の実施

地震防災応急対策の迅速かつ的確な実施と防災意識の高揚を図るため、南海トラフ地震に係る防災訓練は毎年 1 回以上、警察庁、関東、中部、近畿、中国四国及び九州管区警察局並びに管轄都府県警察が参加し、本部設置運営訓練、情報の収集・伝達訓練、避難誘導訓練、交通規制訓練等を内容とし、実施するものとする。

第 2 警察職員に対する教養

警察職員に対して行う地震防災上必要な教養は、南海トラフ法に関する知識、南海トラフ地震に係る地震防災に関する知識、防災機関の果たすべき役割、災害警備活動要領等について計画的に行うものとする。

第 3 住民等への情報伝達活動

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の経過に応じて住民等に伝達すべき情報について、あらかじめ整理するものとする。また、住民等からの問合せ等に的確に対応できる体制を整備するものとする。

第 2 章 地域防災計画の作成の基準となるべき事項

第 1 節 先発地震発生時にとるべき措置

先発地震が発生した場合、第 2 編第 2 章第 3 節の措置をとることとする。

第 2 節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）を受けた場合における災害 応急対策に係る措置

管轄都府県警察は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）を受けた場合は、直ちに警戒体制をとり、都府県警察本部及び警察署に災害警備対策室を設置するなど必要な体制を確保するものとする。

第 3 節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を受けた場合にお

ける災害応急対策に係る措置

第 1 災害警備本部の設置等

管轄都府県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を受けた場合は、直ちに非常体制をとり、都府県警察本部及び警察署に都府県警察（警察署）災害警備本部等を設置するものとする。また、部隊の編成等所要の措置をとるものとする。

この場合において、災害警備本部等の組織及び任務分担、部隊の編成運用計画、部隊の招集等については、警察本部（警察署）長が、別に定めるものとする。

この際、事前避難対象地域において住民への情報伝達活動、犯罪の予防及び取締り、交通対策等に従事する警察職員の安全を確保するため、後発地震の可能性やそれに伴い発生する津波の到達時間を踏まえた警察職員の行動ルール及び退避の判断基準を含む活動要領を定め、住民等に周知するものとする。

第 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達等

1 情報の収集・伝達

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等に関する情報等の伝達

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等に関する情報等の伝達については、別図 2 に示すところに従い、その具体的経路及び方法を定めるものとする。この場合において、伝達事務は、都府県警察（警察署）災害警備本部等が設置されるまでの間は、執務時間内は災害警備実施担当課、執務時間外は当直等において行い、設置後は都府県警察（警察署）災害警備本部等において行うものとする。なお、情報の内容に応じ、伝達方法について特に配慮するものとする。

イ 都府県知事が行う市町村長等への南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達については、実態に応じ、伝達が迅速かつ的確に行われるよう、可能な限り協力するものとする。

ウ 市町村長が行う地域住民等への南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達については、実態に応じ、伝達が短時間内に正確かつ広範に行われるよう、可能な限り協力するものとする。

(2) 各種情報の収集・伝達

各種情報の収集・伝達については、管轄区域内における諸般の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、警察庁と管轄都府県警察間、管轄都府県警察相互間等の情報の報告・連絡が的確に行われるよう、以下に定める事項について対応する情報の収集・伝達の方法を定めるものとする。

- ア 警備体制の確立状況
- イ 住民等の反応と避難等の状況
- ウ 主要幹線道路等の交通の状況
- エ 特異事案の発生状況と今後の見通し
- オ 交通対策、警備対策等警察措置の実施状況
- カ 関係機関の対策の実施状況

(3) 都府県の災害対策本部との連絡等

- ア 都府県に災害対策本部が設置された場合には、当該管轄都府県警察における地震防災応急対策に係る措置の実施状況等について、必要に応じ連絡するものとし、その具体的手段及び方法を定めるものとする。
- イ 都府県の災害対策本部以外の関係機関への情報の伝達は、当該地域における地震防災応急対策に係る措置の迅速かつ的確な実施を図るため、可能な範囲において積極的に行うものとする。

2 住民等への情報伝達活動

住民等への情報伝達活動は、民心の安定を図るとともに混乱の発生を防止し、地震防災応急対策に係る措置が迅速かつ的確に行われるよう、おおむね以下に定めるところにより積極的に行うものとする。

(1) 情報伝達活動の重点

住民等への情報伝達活動は、以下に掲げる事項を重点として実施するものとする。

- ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等に関する情報の内容等に関する情報
- イ 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置
- ウ 交通の状況と交通規制の実施状況
- エ 犯罪予防等のために住民等がとるべき措置

オ その他混乱防止のために必要な情報

(2) 情報伝達活動の実施方法

住民等への迅速かつ的確な情報伝達活動を実施するため、関係機関との連絡を密にして、おおむね以下の方法により反復して行うものとする。

ア 交番、駐在所、パトカー等の勤務員の活用

イ ビラ、チラシの配布及び横断幕、立看板等の掲出

ウ インターネット、SNS等の活用

エ 地域の各種施設等との間で構築しているネットワークの活用

オ 新聞、テレビ、ラジオ等マスメディアに対する積極的協力要請

カ 防犯協会等自主防犯組織との連携

キ 交通情報板等の活用

第3 社会秩序の維持

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等に伴う混乱の防止並びに犯罪の予防及び取締りのため、おおむね以下に定めるところにより社会秩序の維持に当たるものとする。

1 避難に伴う混乱等の防止

避難に伴う混乱等の防止に関しては、避難が的確に行われるよう関係機関等と密接な連携を図り、混乱防止のための具体的方策について、あらかじめ検討するものとする。

この場合において、住民等の節度ある行動により、避難が的確に行われるよう、平素から住民等に対し積極的な広報等を行うものとする。

2 不法事案等の予防及び取締り

不法事案等の予防及び取締りに当たっては、住民等の不安を軽減し混乱の発生を防止するため、悪質商法等の生活経済事犯、知能犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等生活に密着した犯罪の予防及び取締りに重点を置くほか、住民等のい集地における混乱の発生防止、流言飛語の防止等の活動を積極的に行うものとする。

3 避難場所、警戒区域、重要施設等の警戒

避難場所、警戒区域、重要施設等の警戒活動の実施に当たっては、警戒従事

員の配置箇所、装備資機材の活用、関係機関との密接な連携等に配慮して効率的な活動の実施に努めるものとする。

この場合において、警戒対象の特性に応じ、関係機関等との協力に基づく的確な対応が実施されるよう、事前に必要な措置を講じるものとする。

4 住民等による地域安全活動

(1) 地域安全活動については、特に地域住民の積極的な協力が必要であるので、平素から関係機関との密接な連携により自主防犯組織の育成強化を図り、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においては、当該組織が効果的に活動できるようその支援に努めるものとする。

(2) 会社、事業所等については、平素から管理者との連携を図り、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においては、施設管理者、従業員、警備員等による自主防犯活動が積極的に行われるように努めるものとする。

第4 交通対策

交通対策は、交通の混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の避難の円滑と緊急輸送を確保するため、以下のとおり実施するものとする。

1 交通規制

(1) 広域的な交通対策の観点から次の事項を基本として、あらかじめ策定された交通規制計画に基づき、交通規制を実施するものとする。

ア 事前避難対象地域内での一般車両の走行は極力抑制するものとする。

イ 事前避難対象地域への一般車両の流入は極力制限するものとする。

ウ 事前避難対象地域外への一般車両の流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しないものとする。

エ 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図るものとする。

オ 高速自動車国道及び自動車専用道路については、一般車両の事前避難対象地域への流入を制限するとともに、推進地域内におけるインターチェンジ等からの流入を制限するものとする。

(2) 交通規制計画の策定に当たっては、以下に掲げる道路について、避難計画、

緊急輸送ルート計画、道路啓開計画及び隣接する県警察等の交通規制計画と整合性のとれた規制計画を定め、事前の周知を講じるものとする。

ア 緊急交通路、避難路その他の防災上重要な幹線道路

イ 高速道路（インターチェンジについては個々のインターチェンジごと）

ウ 広域的な避難場所等防災上重要な施設の周辺道路

エ 津波の来襲、崖崩れ等の発生が予想される施設の周辺道路

オ 石油コンビナート等災害発生時に重大な火災の発生が予想される施設の周辺道路

カ その他防災上交通規制計画を策定しておく必要のある道路

2 運転者等への周知活動

推進地域に係る地震防災基本計画に基づき、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表されたときにおける運転者のとるべき以下の措置を運転者等に対して周知徹底するものとする。

(1) 車両を運転中に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表されたとき

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表されたことを知ったときは、カーラジオやＳＮＳ等により継続して地震情報及び交通情報を収集し、その情報に応じて行動すること。

イ 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。

(2) 車両を運転中以外の場合に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表されたとき津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。

3 緊急通行車両の確認

災害対策基本法施行令（昭和３７年政令第２８８号）第３３条第１項の規定に基づく都府県公安委員会の行う緊急通行車両の確認は、以下の要領によるも

のとする。

- (1) 緊急通行車両の確認の手続は、警察本部、警察署のほか、交通検問所等の検問箇所において実施するものとする。
- (2) 警察本部においては、緊急輸送需要をあらかじめ把握し、かつ南海トラフ地震臨時情報等発表時の交通検問所等現場における確認手続の効率化を図るため、緊急通行車両について当該車両を使用する者からあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両等事前届出済証を交付するなど、緊急通行車両確認手続の事前届出制度について周知を図るものとする。

4 関連対策

南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合における交通規制の円滑な実施を図るため、特に以下に定める事項を講じるものとする。

- (1) 避難路及び緊急交通路確保のための一般車両の使用の抑制についての関係機関等に対する協力依頼
- (2) 運転者等への交通情報の伝達を迅速かつ的確に実施するための報道機関、日本道路交通情報センター等との密接な連携の確保
- (3) 総合的交通対策実施のためのバス、鉄道等公共交通機関の運行についての関係機関との連絡調整
- (4) 避難路、緊急輸送路、避難場所及び防災上重要な施設の周辺道路における駐車禁止規制の実効の確保並びに違法な道路使用及び放置物件の排除
- (5) 警備業者等との支援協定等に基づく交通誘導の実施等に関する要請

第5 警察施設等の点検及び整備

警察施設等の点検及び整備に当たっては、警察庁舎、警察通信施設、交通管制施設等について被災の防止と応急対策の迅速かつ的確な実施を図るため、おおむね以下の措置をとるものとする。

1 警察庁舎の防護措置

- (1) 被災防止のための庁舎の点検及び整備
- (2) 火気等の点検及び防火措置
- (3) 施設内各種機器の転倒、破損防止措置
- (4) 発動発電機等非常用電源設備の点検及び整備

(5) その他庁舎内の被災防止措置

2 警察通信施設の機能維持のための措置

(1) 警察通信施設の定期点検の徹底

(2) 保守用物品の十分な整備

(3) その他警察通信施設の被災防止措置

3 交通安全施設等の機能の確保措置

(1) 信号機用非常電源の配備体制の確保措置及び特別点検の実施

(2) 倒壊、破損時の緊急復旧体制の確保措置

(3) 交通対策用機材の配分体制の確保措置

第6 災害応急対策を取るべき期間

第1章第3節第3に準ずる。

第4節 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

管轄都府県警察は、南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合には、引き続き警戒体制をとり、都府県警察本部及び警察署に所要の規模の災害警備対策室を設置するものとする。ただし、既に先発地震を受けた非常体制がとられ、災害警備本部等が設置されている場合はこの限りではない。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

第1 緊急に整備すべき施設等の整備

南海トラフ法第5条第1項1号に定める関係機関が行う地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関しては、警察の実施する地震防災応急対策及び災害応急対策を効果的に推進し得るよう、平素から当該関係機関との緊密な連携を保持して、その調整に配慮するものとする。

第2 地震防災対策実施上必要な災害警備用装備資機材の整備充実

災害警備活動の迅速かつ的確な実施を図るため、災害警備用装備資機材の整備充実に努めるものとする。

第 6 節 津波からの円滑な避難の確保及び迅速な救助

第 3 編 第 2 章の事項に準ずる。

なお、管轄都府県警察は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間及び避難経路として使用されることが想定される区域について交通規制の内容を定め推進計画に明示し、事前の周知を講じるとともに、必要に応じ隣接する都府県警察との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保するものとする。

第 7 節 南海トラフ地震に係る防災訓練

第 1 訓練の実施

管轄都府県警察は、地震防災応急対策の迅速かつ的確な実施と防災意識の高揚を図るため、南海トラフ地震に係る防災訓練は毎年 1 回以上実施するものとする。

第 2 訓練の内容

訓練は津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の発表に伴う情報伝達、地震防災応急対策及び災害発生後の災害応急対応に係るものを内容として行うものとし、「基本訓練」、「図上訓練」、「総合訓練」等各種訓練を反復して実施するものとする。

この場合において、可能な限り他の関係機関と連携し、多数の住民等の参加を得て総合的、実践的に行うように努めるものとする。

第 8 節 関係者との連携協力の確保

警察本部及び警察署においては、応急対策を実施する上で関係機関の応援等を求める必要がある場合に備えて、事前に協定を締結し、その他の手続上の措置についてもあらかじめ定め、地域計画に明示するものとする。

なお、地域計画の内容を定めるに当たっては、関係機関相互の競合に十分留意するとともに、相互の連携協力体制について、あらか

じめ計画を策定するなど、十分な調整を行うよう努めるものとする。

第 9 節 地震防災上必要な教養等

第 1 警察職員に対する教養

警察職員に対して行う防災上必要な教養は、おおむね以下に定める事項について計画的に実施するものとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震及び津波に関する知識
- (3) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に各職員が果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震に係る地震防災に関する知識
- (7) 災害活動要領
- (8) 南海トラフ地震対策として今後取り組むべき課題

第 2 住民等に対する防災知識の普及

住民等に対する防災知識の普及に当たっては、防災関係機関等と積極的に連携するとともに、地域における自主防犯・防災組織の協力を得て、おおむね以下に定める事項について実施するものとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震及び津波に関する知識
- (3) 地震及び津波に関する一般的な知識

- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び地震が発生した場合に住民、運転者等のとるべき措置
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の正確な情報入手の方法
- (6) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合に講じる地震防災応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難地及び避難路に関する知識
- (8) 住民等が平素から実施すべき対策の内容

第 3 章 隣接県等の地域防災計画の作成基準

第 1 節 隣接県の地域防災計画

推進地域に係る都府県に隣接する県の地域防災計画においては、南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表されたときにとるべき警備体制を始め、緊急輸送車両の確認その他の交通対策、情報収集・伝達、住民等に対する情報伝達、社会秩序の維持等所要の対策について管轄都府県警察で定める基準に準じて定めるものとする。

第 2 節 その他の道県の地域防災計画

推進地域に係る都府県及びこれに隣接する県以外の道県の地域防災計画においては、緊急輸送車両の確認に関する事項を定めるほか、当該道県の地理的条件その他の諸情勢を考慮の上、管轄都府県警察で定める基準を参考として所要の事項を定めるものとする。

第 6 編 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る措置

第 1 章 国家公安委員会及び警察庁がとるべき措置

第 1 節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

第 1 警察通信施設の整備

日本海溝・千島海溝法第 6 条第 1 項第 1 号の規定に係る警察通信施設については、特に以下の事項について、整備を図るものとする。

- ・ 映像伝送システムの強化
- ・ 警察移動通信システムの強化
- ・ 警察情報通信基盤の堅牢化・高度化の推進

第 2 施設・装備資機材の整備

第 1 以外の災害警備活動の実施に必要な施設・装備資機材については、推進地域が積雪寒冷地域であること等を勘案し、必要に応じて整備を図るものとする。

第 2 節 津波に関する情報の伝達

気象庁が発表する津波警報等の伝達は、別図 3 に示すところにより行うものとする。

この場合において、伝達事務は、警察庁災害警備本部等がそれぞれ設置されるまでの間は、執務時間内は警備第二課、執務時間外は警察庁総合当直において行い、設置後は、緊急災害警備本部等において行うものとする。

第 3 節 訓練、教養等

第 1 訓練の実施

地震防災応急対策の迅速かつ的確な実施と防災意識の高揚を図るため、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練は毎年 1 回以上、警察庁及び東北管区警察局並びに日本海溝・千島海溝法第 3 条第 1 項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域を管轄する道県警察（以下「管轄道県警察」

という。)が参加し、本部設置運営訓練、情報の収集・伝達訓練、避難誘導訓練、交通規制訓練等を内容とし、実施するものとする。

第2 警察職員に対する教養

第2編第1章第1節第3の5の措置に準ずる。

第3 住民等への情報伝達活動

津波警報等の住民等に伝達すべき情報について、あらかじめ整理するものとする。また、住民等からの問合せ等に的確に対応できる体制を整備するものとする。

第2章 地域防災計画の作成の基準

第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

第1 緊急に整備すべき施設等の整備

都道府県警察は、第2編第2章第2節第1の4の基本的な考え方に従って、警察施設等の耐震性、耐火性、耐浪性等の確保に努めるほか、積雪寒冷地においては、積雪荷重による倒壊の防止措置、暖房設備の整備、断熱性の確保等必要に応じた整備を行うよう努めるものとする。

また、日本海溝・千島海溝法第6条第1項第1号に定める関係機関が行う地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関しては、警察の実施する地震防災応急対策及び災害応急対策を効果的に推進し得るよう、平素から当該関係機関との緊密な連携を保持して、その調整に配慮するものとする。

第2 地震防災対策実施上必要な災害警備用装備資機材の整備充実

被災地が積雪寒冷地であることを踏まえ、災害警備活動の迅速かつ的確な実施を図るため、災害警備用装備資機材の整備充実に努めるものとする。

第2節 津波からの円滑な避難の確保及び迅速な救助

第3編第2章第1節の措置に準ずる。

第3節 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練

第1 訓練の実施

管轄道県警察は、地震防災応急対策の迅速かつ的確な実施と防災意識の高揚を図るため、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練は毎年1回以上実施するものとする。

第2 訓練の内容

訓練は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の発生に伴う地震防災応急対策及び災害発生後の災害応急対策に係るものを内容として行うものとし、「基本訓練」、「図上訓練」、「総合訓練」等各種訓練を反復して実施するものとする。

この場合において、可能な限り他の関係機関と連携し、多数の住民等の参加を得て総合的、実践的に行うように努めるものとする。

第4節 地震防災上必要な教養等

第1 警察職員に対する教養

第2編第2章第2節第1の5の措置に準ずる。

第2 住民等に対する防災知識の普及

第2編第2章第2節第7の措置に準ずる。

第 7 編 その他の自然災害対策

風水害対策、火山災害対策及び雪害対策に関し、国家公安委員会及び警察庁がとるべき措置並びに地域防災計画の作成の基準となるべき事項については、第 2 編に定めるもののほか、本編において定める。

第 1 章 風水害対策

第 1 節 国家公安委員会及び警察庁がとるべき措置

警察庁は、水防月間等を通じ、大規模な風水害に係る都道府県警察の行う各種防災対策に関し指導調整を行うものとする。

第 2 節 地域防災計画の作成の基準となるべき事項

第 1 国民の防災活動の促進

1 避難誘導対策

(1) 避難路等の周知徹底

都道府県警察は、平素から各種講習会、研修会の場等を通じて、風水害被害の防止や軽減の観点から早期避難に対する住民等の理解と協力を得るとともに、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するものとする。また、地下街等不特定多数の利用者が集合する施設等においては、その利用者等に対して、施設管理者と連携して、避難場所、避難路等について周知徹底するものとする。

(2) 土砂災害警戒区域等の周知徹底

都道府県警察は、ミニ広報紙等を通じ、地域住民等に対して土砂災害警戒区域や風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合の行動マニュアル等について分かりやすく示すものとする。

2 防災知識の普及

都道府県警察は、被害の防止・軽減の観点から、地域住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、地域住民の理解と協力を得るものとする。

3 防災訓練等の実施

都道府県警察は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的に防災訓練等を実施するものとする。

第2 警察施設等の災害対策

都道府県警察は、水害のおそれのある地域の警察施設等については、非常用電源設備の整備に努めるほか、その設置場所や物資の保存場所を想定浸水深より高い位置とするなど、水害に対する対応力を強化するものとする。

第3 災害発生直前の対策

1 風水害に関する警報等の伝達

都道府県警察は、被害を及ぼすおそれのある洪水等の状況を把握した場合は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用して住民等に対し速やかに伝達するものとする。

その際、対象者に漏れなく、かつ、分かりやすい伝達に努めるとともに、避難行動要支援者等にも配慮するものとする。

2 住民等の避難誘導

都道府県警察は、風水害の発生のおそれがある場合には、河川管理者、水防団等と連携を図りながら、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の警戒活動を行う。また、地下街等不特定多数の利用者が集合する施設等については、施設管理者と連携を図りながら警戒活動を行う。

その結果、危険と認められる場合には、住民等に対する避難指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施するものとする。その際、以下の点に配慮するものとする。

- ・ 住民等への避難指示等の伝達に当たっては、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用して迅速かつ的確な伝達に努めること。
- ・ 避難誘導に当たっては、災害の概要、避難場所・避難路、浸水想定区域・土砂災害警戒区域に指定されている事実その他の避難に資する情報の伝達に努めること。
- ・ 警察用航空機、警察用船舶等による避難についても検討し、必要に応じ実施すること。

- ・ 情報の伝達及び避難誘導の実施に当たっては、避難行動要支援者等に十分配慮するよう努めること。

3 災害未然防止活動

都道府県警察は、河川管理者等が洪水及び高潮による被害の発生を未然に防止するためダム、堰^{せき}、水門等の操作を行うに当たり、危害を防止するため必要があると認めるときは、交番、駐在所、パトカー等の勤務員等を通じて住民等に対して当該操作に関し必要な事項を周知徹底するものとする。

第4 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

都道府県警察は、浸水被害が発生した地域又は土砂災害の発生の危険性が高いと判断された箇所について、適切な警戒避難措置を講じるとともに、現場警察官による交通規制を実施するなどして、二次災害の防止に努めるものとする。

第2章 火山災害対策

第1節 国家公安委員会及び警察庁がとるべき措置

第1 地方公共団体に対する支援

警察庁は、地方公共団体が災害対策基本法に基づき行う警戒区域の設定、避難指示等の対策に対し、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。

第2 火山災害対策用装備資機材の整備充実等

国家公安委員会及び警察庁は、都道府県警察における火山性ガス検知器、火山性ガス対応マスク等の火山災害対策用装備資機材の整備充実を図るものとする。

また、大規模噴火が発生した場合、山麓のみならず都市部を含む遠隔地域においても火山灰等が広範囲に堆積し、火山泥流による被害や、インフラ施設への影響による国民生活や社会経済活動の大きな混乱が生じる可能性があることから、降灰対策に資する装備資機材の整備充実等必要な対策に努めるものとする。

第2節 地域防災計画の作成の基準となるべき事項

第1 火山防災協議会への参画

噴火の可能性が高く、人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべ

き地域として国が指定した地域（以下「警戒地域」という。）を管轄する都道府県警察は、当該警戒地域をその区域に含む都道府県及び市町村が組織する火山防災協議会における協議に積極的に参画するものとする。

第 2 情報の伝達及び避難誘導体制の整備

1 火山情報等の伝達体制の整備

都道府県警察は、火山の異常な活動を把握した際の情報等を住民等に伝達する体制の整備を図るものとする。

2 住民等の避難誘導体制の整備

都道府県警察は、平素から避難場所、避難路等について住民等への周知徹底に努めるものとする。また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の避難誘導に係る計画を作成し、訓練を行うものとする。

第 3 火山災害対策用装備資機材の整備充実等

警戒地域を管轄する都道府県警察は、火山性ガス検知器、火山性ガス対応マスク等の火山災害対策用装備資機材の整備充実に努めるものとする。

また、大規模噴火が発生した場合、山麓のみならず都市部を含む遠隔地域においても火山灰等が広範囲に堆積し、火山泥流による被害や、インフラ施設への影響による国民生活や社会経済活動の大きな混乱が生じる可能性があることから、都道府県警察は、降灰対策に資する装備資機材の整備充実等必要な対策に努めるものとする。

第 4 災害発生直前の対策

1 火山災害に関する情報の伝達

都道府県警察は、気象庁から臨時火山情報、緊急火山情報等が発表された場合には、速やかに交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用して住民等に対し、迅速かつ的確に伝達するものとする。

2 避難誘導

都道府県警察は、警戒区域が設定された場合には、適切な避難誘導を実施する等、迅速かつ円滑な警戒避難対策をとるものとする。避難誘導に当たっては、災害の概要、避難場所・避難路の所在その他の避難に資する情報の伝達に努め

るとともに、避難行動要支援者等に配慮するものとする。

第 5 二次災害の防止

都道府県警察は、火山噴火による噴出物等が堆積している地域においては、降雨による土石流等の発生のおそれがあることに十分留意して二次災害の防止に努めるものとする。

第 6 継続災害への対応

1 避難対策

都道府県警察は、火山噴火等が長期化した場合には、火山の活動状況を考慮しつつ、関係機関から得た火山現象に関する情報を住民等への的確に伝達するための体制及び状況に応じた警戒避難体制の整備を図るものとする。

2 安全確保対策

都道府県警察は、火山災害の状況に応じ、火山泥流、土石流対策等適切な安全確保対策を講じるものとする。

第 3 章 雪害対策

第 1 節 国家公安委員会及び警察庁がとるべき措置

第 1 災害に備えての措置

1 雪害に強い交通管制施設の整備

国家公安委員会及び警察庁は、地域の特殊性を考慮しつつ、信号機、交通情報板、交通管制センター等交通管制施設について雪害に強い施設の整備に配慮するとともに、雪害時の交通管理体制の整備を図るものとする。

2 気象状況の伝達体制の整備

国家公安委員会及び警察庁は、積雪量等の気象状況等の情報を迅速かつ正確に収集・伝達するための体制及び施設の充実に努めるものとする。

第 2 節 地域防災計画の作成の基準となるべき事項

第 1 災害に備えての措置

1 雪害に強い交通管制施設の整備

都道府県警察は、地域の特殊性を考慮しつつ、信号機、交通情報板、交通管制センター等交通管制施設について雪害に強い施設の整備に配慮するとともに、雪害時の交通管理体制の整備を図るものとする。

2 気象状況の伝達体制の整備

都道府県警察は、積雪量等の気象状況等の情報を迅速かつ正確に収集・伝達するための体制及び施設の充実を図るものとする。

3 危険箇所の周知徹底

都道府県警察は、他の関係機関と連携して雪崩危険箇所を把握し、住民等への周知徹底に努めるものとする。

4 運転者への周知活動

(1) 都道府県公安委員会は、地域の実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪時も含め冬季に運転する際の必要な準備について、車両の運転者への周知に努めるものとする。

(2) 都道府県警察は、立ち往生車両が生じた場合、通行止め規制が解除されるまで車内で待機しようとする運転者に対し、排気ガス（一酸化炭素）による中毒の防止に関する呼び掛けを確実に行うものとする。

5 緊急交通路の確保

都道府県警察は、緊急交通路の確保に備え、緊急度、重要度等を考慮して、交通規制等を行うものとする。

6 道路管理者との調整

都道府県警察は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪時において、道路管理者による広範囲での計画的・予防的な通行規制等が円滑に実施されるよう、必要に応じて道路管理者と連携協力するものとする。

第 8 編 事故災害対策

海上災害対策、航空災害対策、鉄道災害対策、道路災害対策、原子力災害対策、危険物等災害対策及び火事災害対策に関し、国家公安委員会及び警察庁がとるべき措置並びに地域防災計画の作成の基準となるべき事項については、第 2 編に定めるもののほか、本編において定める。

第 1 章 海上災害対策

第 1 節 国家公安委員会及び警察庁がとるべき措置

第 1 災害に備えての措置

1 関係機関との連絡体制の確立

国家公安委員会及び警察庁は、船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生又は船舶からの危険物等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等の発生等の海上災害に対する対策に関し、平素から国土交通省、海上保安庁等の関係機関と緊密な連絡体制を確立するものとする。また、警察庁は、都道府県警察の行う海上災害対策に関し指導調整を行うものとする。

2 海上災害警備用装備資機材の整備充実

国家公安委員会及び警察庁は、海上災害の発生に備え、都道府県警察における潜水用具セット、水中通話装置等救出救助用機材の整備充実を図るものとする。

第 2 災害時における措置

警察庁は、海上保安庁から、大規模な海上災害が発生し、又は発生するおそれがある旨の連絡を受けた場合においては、直ちに都道府県警察に連絡するとともに、被害規模に関する概括的な情報等を官邸（内閣官房）及び海上保安庁に連絡するものとする。

第 2 節 地域防災計画の作成の基準となるべき事項

第 1 災害に備えての措置

1 関係機関との相互連携

(1) 都道府県警察は、海上保安庁、地方公共団体、消防機関、港湾管理者等の関係機関と連携して、海上災害に備えた諸対策に当たるものとする。

(2) 都道府県警察は、隣接都道府県警察等と警察用船舶の連携運用に関し、平素から相互に緊密な協力体制の確立に努めるものとする。

2 情報収集・連絡体制の整備

都道府県警察は、海上保安庁、地方公共団体、消防機関、港湾管理者等関係機関との間における情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。

また、航行船舶等からの情報収集体制の整備を図るものとする。

3 危険物等の大量流出時における活動体制の整備

都道府県警察は、海上災害により危険物等が大量に流出した場合に備えて、地域住民等の避難誘導活動、危険物等の防除活動等を行うための体制の整備を図るものとする。

4 海上災害警備用装備資機材の整備充実

都道府県警察は、海上災害に備え、潜水用具セット、水中通話装置等救出救助用機材の整備充実に努めるものとする。

5 警察用船舶の広域運用に必要な措置

都道府県警察は、平素から、管轄する水域の全域についての海図、航路図等の警察用船舶の広域運用に必要な基礎資料を整備するとともに、気象・海象情報の収集、係留場所の確保、燃料の確保、相互通信の確保、回航又は運航が可能な経路の把握等警察用船舶の広域運用に必要な措置を講じるものとする。

6 防災訓練の実施

都道府県警察は、海上保安庁、地方公共団体、消防機関、民間救助・防災組織、関係事業者、港湾管理者等と相互に連携し、大規模海難や危険物等の大量流出を想定した実践的な訓練の実施に努めるものとする。

第2 災害時における措置

1 情報の収集

都道府県警察は、大規模な海上災害が発生し、又は発生するおそれのある事案を認知した場合においては、警察用航空機、警察用船舶等を活用し、直ちに

被害状況等についての情報収集活動を行うものとする。

また、航行船舶、地域住民等からの情報入手にも努めるものとする。

2 捜索活動及び救出救助活動

都道府県警察は、海上災害が発生して多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が生じた場合には、警察用航空機、警察用船舶等を活用し、迅速な捜索活動及び救出救助活動を実施するものとする。

なお、沿岸における捜索活動及び救出救助活動については、潮の流れなどを踏まえ、広範囲に行うものとする。

3 危険物等の大量流出時等の措置

(1) 沿岸における警戒監視活動

都道府県警察は、危険物等の大量流出等の海上災害が発生した場合においては、警察用航空機、警察用船舶等を活用するとともに、沿岸における警戒活動を行い、漂着物の状況等を把握するための沿岸調査及び警戒監視活動を行うものとする。

(2) 危険物等の大量流出等に対する応急対策

都道府県警察は、危険物等の大量流出等の災害が発生した場合には、関係機関と緊密に連携し、地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制等を実施するとともに、危険物等の防除活動を行うものとする。

その際、必要な装備資機材の迅速な調達にも、配意するものとする。

第2章 航空災害対策

第1節 国家公安委員会及び警察庁がとるべき措置

第1 災害に備えての措置

国家公安委員会及び警察庁は、航空運送事業者の運航する航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生等の航空災害に対する対策に関し、平素から国土交通省等の関係機関と緊密な連絡体制を確立するものとする。また、警察庁は、都道府県警察の行う航空災害対策に関し指導調整を行うものとする。

第2 災害時における措置

警察庁は、国土交通省から、大規模な航空災害が発生し、又は発生するおそれがある旨の連絡を受けた場合においては、直ちに関係都道府県警察へ連絡するとともに、被害規模に関する概括的な情報等を官邸（内閣官房）及び国土交通省に連絡するものとする。

第２節 地域防災計画の作成の基準となるべき事項

第１ 災害に備えての措置

１ 航空災害応急体制の整備

都道府県警察は、管内の実情に応じ、航空災害が発生した場合における警備体制、部隊の編成・運用、職員の招集・参集、情報の収集・連絡、避難誘導、救出救助、交通規制等の初動措置を的確にとることができるよう、警備計画等を策定して、航空災害に備えた応急体制の整備を図るものとする。

２ 関係機関との相互連携

都道府県警察は、空港管理者、航空運送事業者、地方公共団体、消防機関等の関係機関と相互に連携し、航空災害に備えた諸対策に当たるものとする。

３ 連絡体制の整備

都道府県警察は、航空災害が発生した場合における空港管理者、航空運送事業者等との連絡体制の整備を図るものとする。

４ 基礎資料の整備

都道府県警察は、空港管理者、医療機関、消防機関、地方公共団体等の協力を得て、空港周辺における大規模な航空災害の発生に備え、以下の資料の収集及び補正に努めるものとする。

- ・ 空港施設、運航航空機の種別、航路等
- ・ 病院等医療機関の収容可能人員、医師数等
- ・ 現地警備本部の設置可能な公共施設等
- ・ 関係機関の所在地及び連絡方法
- ・ その他必要な資料

５ 防災訓練の実施

都道府県警察は、空港管理者、航空運送事業者、地方公共団体、消防機関等と連携し、大規模な航空災害を想定した実践的な防災訓練を随時実施するもの

とする。

第 2 行方不明航空機等の搜索活動

都道府県警察は、墜落現場が不明の場合又は航空機の行方が不明になるなど航空災害発生のおそれがある場合においては、交番、駐在所、パトカー、白バイ等の勤務員に情報収集に当たらせるとともに、警察用航空機、警察用船舶等を活用し搜索活動に当たるものとする。

第 3 災害時における措置

1 情報の収集

都道府県警察は、航空災害が発生した場合においては、直ちに事故発生地を管轄する警察署員等を墜落現場に急行させ、情報収集活動を行うものとする。

また、墜落現場が山間へき地等の場合には、現場の地形、周辺の道路状況、現場に至る行程、気象状況等の情報も迅速に収集するものとする。

2 救出救助活動等

都道府県警察は、航空災害が発生した場合においては、事故発生地を管轄する警察署員、広域緊急援助隊員等を直ちに出勤させ、関係機関と緊密に連携し、乗客、乗務員等の救出救助活動を迅速に行うものとする。

航空機の墜落現場の搜索に当たっては、広範囲にこれを行い、生存者等の迅速な発見に努めるものとする。

3 立入禁止区域の設定等

都道府県警察は、航空機が人家密集地域へ墜落した場合その他被害が拡大するおそれがある場合には、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を迅速かつ的確に行うものとする。

第 3 章 鉄道災害対策

第 1 節 国家公安委員会及び警察庁がとるべき措置

第 1 災害に備えての措置

国家公安委員会及び警察庁は、鉄軌道における列車の衝突、脱線による多数の死傷者等の発生等の鉄道災害に対する対策に関し、平素から国土交通省等の

関係機関と緊密な連絡体制を確立するものとする。また、警察庁は、都道府県警察の行う鉄道災害対策に関し指導調整を行うものとする。

第 2 災害時における措置

警察庁は、国土交通省から、大規模な鉄道災害が発生した旨の連絡を受けた場合においては、直ちに関係都道府県警察へ連絡するとともに、被害規模に関する概括的な情報等を官邸（内閣官房）及び国土交通省に連絡するものとする。

第 2 節 地域防災計画の作成の基準となるべき事項

第 1 災害に備えての措置

1 関係機関との相互連携

都道府県警察は、鉄軌道事業者等の関係機関と相互に連携し、鉄道災害に備えた諸対策に当たるものとする。

2 連絡体制の整備

都道府県警察は、鉄軌道上及びその直近で落石、土砂崩れ等の異常が発見された場合における鉄軌道事業者への連絡体制の整備を図るものとする。

3 防災訓練の実施

都道府県警察は、鉄軌道事業者等と相互に連携し、大規模な鉄道災害を想定した実践的な防災訓練の実施に努めるものとする。

第 2 災害時における措置

1 救出救助活動

都道府県警察は、大規模な鉄道災害が発生した場合においては、事故発生地を管轄する警察署員、広域緊急援助隊員等を直ちに出勤させ、乗客、乗務員等の救出救助活動を迅速に行うものとする。この場合、高齢者、障害者、負傷の程度が重い者等の救出救助を優先して行うものとする。

2 立入禁止区域の設定等

都道府県警察は、脱線した鉄軌道車両が高架から人家密集地域や道路に転落するおそれがある場合その他被害が拡大するおそれがある場合等においては、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を的確に行うものとする。

第 3 二次災害の防止

都道府県警察は、鉄道災害現場における捜索、救出救助活動等に当たっては、鉄軌道事業者等と連携し、後続車両の衝突等の二次災害の防止措置を確実に行うものとする。

また、鉄軌道上への落石、土砂崩れ等に起因する災害の現場においては、監視員を置くなどの措置を確実に行うものとする。

第 4 章 道路災害対策

第 1 節 国家公安委員会及び警察庁がとるべき措置

第 1 災害に備えての措置

1 関係機関との連絡体制の確立

国家公安委員会及び警察庁は、道路の陥没、トンネルの崩落等道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生等の道路災害に対する対策に関し、平素から国土交通省等の関係機関と緊密な連絡体制を確立するものとする。また、警察庁は、都道府県警察の行う道路災害対策に関し指導調整を行うものとする。

2 通信の確保

国家公安委員会及び警察庁は、幹線道路及びそのトンネルにおける通信の確保に努めるものとする。

第 2 災害時における措置

警察庁は、国土交通省から、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した旨の連絡を受けた場合等においては、直ちに関係都道府県警察へ連絡するとともに、被害規模に関する概括的な情報等を官邸（内閣官房）及び国土交通省に連絡するものとする。

第 2 節 地域防災計画の作成の基準となるべき事項

第 1 災害に備えての措置

1 関係機関との相互連携

都道府県警察は、道路管理者、地方公共団体等の関係機関と相互に連携し、

道路災害に備えた諸対策に当たるものとする。

2 危険箇所等の把握と関係機関に対する要請

都道府県警察は、道路災害を予防するため、平素から山（崖）崩れ危険箇所等の発見及び点検に努め、基礎資料の作成及び補正を行うとともに、危険度の高い箇所については、関係機関に対し改善、補修の措置の要請を積極的に行うものとする。

3 連絡体制等の整備

都道府県警察は、道路災害に発展するおそれのある山（崖）崩れなどの事故等を認知した場合における関係機関との連絡体制及び道路利用者等へ情報の伝達体制の整備を図るものとする。

また、民間企業、報道機関、地域住民等からの情報等、多様な道路災害関連情報の収集体制の整備を図るものとする。

4 防災訓練の実施

都道府県警察は、道路管理者、地方公共団体等と相互に連携し、大規模な道路災害の発生を想定した実践的な訓練の実施に努めるものとする。

第2 災害時における措置

1 情報の収集

都道府県警察は、道路災害が発生した場合においては、直ちに事故発生地を管轄する警察署員等を現場に急行させ、目撃者からの情報、関係機関への問合せ及び現場の状況などにより、事故に巻き込まれた通行人、通行車両等の人的被害の有無について迅速に確認を行うものとする。

2 救出救助活動

都道府県警察は、道路災害が発生し、多数の死傷者等が生じた場合においては、事故発生地を管轄する警察署員、広域緊急援助隊員等を直ちに出動させ、救出救助用機材を有効に活用して、迅速に被災者等の救出救助活動に当たるものとする。

3 立入禁止区域の設定等

都道府県警察は、道路災害が通行量の多い道路において発生した場合その他被害が拡大するおそれがある場合においては、迅速に立入禁止区域を設定する

とともに、通行者、通行車両等に対する交通規制及び避難誘導を的確に行うものとする。

4 危険物の流出に対する応急対策

都道府県警察は、道路災害の発生により、タンクローリー車等危険物を運搬中の車両が被災し、危険物が流出した場合には、地域住民等の避難誘導等を実施するほか、危険物の防除活動を行うものとする。

第3 二次災害の防止

都道府県警察は、道路災害現場における救出救助活動等に当たっては山（崖）崩れ等による二次災害の防止のため、監視員を置くなどの措置を確実に行うものとする。

第5章 原子力災害対策

第1節 国家公安委員会及び警察庁がとるべき措置

第1 災害に備えての措置

1 関係機関との連絡体制の確立

- (1) 国家公安委員会及び警察庁は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第2条第1号に定める原子力災害（以下「原子力事業者原子力災害」という。）に対する対策に関し、平素から原子力防災会議事務局、原子力規制委員会その他の関係機関と緊密な連絡体制を確立するものとする。
- (2) 国家公安委員会及び警察庁は、原子力艦から放射性物質が大量に放出されることによる災害（以下「原子力艦原子力災害」という。）に対する対策（原子力艦本体及び外国政府の管理下にある区域における対策を除く。）に関し、平素から内閣府、外務省その他の関係機関と緊密に連絡するものとする。
- (3) 警察庁は、都道府県警察の行う原子力事業者原子力災害及び原子力艦原子力災害（以下これらを総称して「原子力災害」という。）に対する対策に関し、指導調整を行うものとする。

2 警察職員に対する原子力防災知識等の教養訓練

警察庁は、災害対策に従事する都道府県警察の職員に対し、原子力災害に関する基礎知識、原子力災害発生時における措置要領等に関する教養訓練を行うものとする。

3 原子力災害警備用装備資機材の整備充実

国家公安委員会及び警察庁は、都道府県警察における以下の原子力災害警備用装備資機材の整備充実を図るものとする。

ア 放射性粉じん用防護服、放射性粉じん用防護マスク、放射線防護衣その他の防護用機材

イ サーベイメータ、ポケット線量計その他のモニタリング用機材

第2 災害時における措置

1 情報の受理・連絡

(1) 警察庁は、原子力事業者原子力災害又は原子力事業者原子力災害に発展するおそれがある事象が発生した旨の連絡を受けたときは、原子力規制委員会との連絡を密にするとともに、被害規模に関する概括的な情報及び警察による対応の状況を官邸（内閣官房）及び原子力規制委員会に連絡するものとする。

(2) 警察庁は、原子力艦原子力災害又は原子力艦原子力災害に発展するおそれのある事象が発生した旨の連絡を受けたときは、内閣府との連絡を密にするとともに、被害規模に関する概括的な情報及び警察による対応の状況を官邸（内閣官房）及び内閣府に連絡するものとする。

2 警察庁の警備体制

原子力事業者原子力災害に対する対策のための警察庁の警備体制は、以下のとおりとする。

(1) 長官は、原災法第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言が行われ、国に原子力災害対策本部が設置された場合においては、長官を長とする対策本部を設置するものとする。

(2) 長官は、原災法第10条第1項前段に定める事象が発生し、国に関係省庁事故対策連絡会議が設置された場合においては、警備局長を長とする対策本

部を設置するものとする。

(3) 長官は、(2)に規定する事象に発展するおそれがあると原子力規制委員会が認めた事故若しくは原子力事業所が所在する市町村に係る震度5弱以上の地震が発生した場合であって必要があると認めたとき又は当該市町村に係る大津波警報若しくは南海トラフ地震臨時情報（調査中）若しくは南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発せられた場合においては、警備局長を長とする対策本部又は警備第二課長を長とする対策室を設置するものとする。

(4) 長官は、自然災害への対策のため第2編の規定に基づく警察庁の警備体制をとった場合において、当該自然災害に起因する原子力災害への対策のため(1)から(3)までに掲げる体制をとったときは、効率的に業務が推進されるよう両体制の連携に配慮するものとする。

(5) 長官は、原災法第15条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言があった時以降において、国に引き続き原子力災害対策本部が設置されたときは、警察が行うべき原災法第2条第7号の原子力災害事後対策及び関連する対策の規模並びに態様に応じた所要の警備体制を維持するものとする。

3 原子力災害対策本部等への警察職員の派遣

長官は、原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部その他の原子力災害又は原子力災害に発展するおそれのある事象に対応するための臨時の組織が国に設置されたときは、職員を指定して当該組織に派遣するものとする。

第2節 地域防災計画の作成の基準となるべき事項

第1 災害に備えての措置

1 原子力災害警備計画の策定

(1) 以下に掲げる都道府県警察は、警察本部及び関係する区域を管轄する警察署それぞれにおいて、原子力事業所における事故による原子力災害に対する対策の要領を定めた警備計画（以下「原子力災害警備計画」という。）を策定するものとする。

ア 原災法第2条第4号に定める原子力事業所の所在地を管轄する都道府県警察

イ アに掲げるもののほか、原災法第6条の2第2項第3号に定める原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を管轄する都道府県警察

ウ ア及びイに掲げるもののほか、その管轄する都道府県の都道府県防災会議が原子力事業所における事故による原子力災害に関する地域防災計画を策定している都道府県警察

- (2) 原子力災害警備計画は、原子力災害又は原子力災害に発展するおそれのある事象の発生に際し、原子力事業者及び運搬を委託された者（以下「原子力事業者等」という。）との連絡、災害警備本部等の設置、指揮命令、情報の収集・連絡、避難誘導、交通規制その他の措置を的確にとることができるよう、以下に掲げる事項について、本節の内容を踏まえて定めるものとする。

ア 警備体制に関すること。

イ 情報の収集及び関係機関への連絡並びに住民への伝達に関すること。

ウ 避難の誘導及び屋内退避の呼び掛けに関すること。

エ 交通の規制及び緊急輸送の支援に関すること。

オ 犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持に関すること。

カ 警察職員の被ばくの防止及び被ばく線量の管理に関すること。

キ その他原子力災害に対する対策を円滑かつ的確に実施するために必要な事項

- (3) 原子力災害警備計画には、以下に掲げる資料を必要に応じ添付するものとする。

ア 原子力事業所に関する資料

イ 災害警備本部の体制に関する資料

ウ 部隊の編成に関する資料

エ 関係機関及び関係事業者との通報連絡要領に関する資料

オ 避難対象者（避難行動要支援者等を含む。）の避難経路、避難先、搬送手段その他避難誘導に関する資料

カ 原子力災害警備用装備資機材に関する資料

キ その他原子力災害に対する対策を円滑かつ的確に実施するために必要な資料

(4) 原子力災害警備計画の策定に当たっては、以下の事項に配慮するものとする。

ア 大量の放射性物質が短時間のうちに広い範囲にわたり放出される可能性があること。

イ 自然災害に起因して原子力災害が発生した場合には当該自然災害により通信の途絶、道路の不通、汚染、要員の不足等の障害が発生する可能性があること。

ウ 原子力規制委員会、地方公共団体、消防機関その他の関係機関並びに原子力事業者その他の関係事業者と相互に連携する必要があること。

エ 専門機関からの助言、原災法第6条の2第1項に規定する原子力災害対策指針を踏まえるなどし、原子力や放射線に関する専門的知見及び技術的知見を対策に反映させる必要があること。

オ 放出された放射性物質の影響が長期間持続する可能性があること。

2 核燃料物質等輸送事故・災害初動措置マニュアルの作成

核燃料物質（原子力基本法（昭和30年法律第186号）第3条第2号に定める核燃料物質をいう。以下同じ。）又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）の運搬の出発地、経由地又は到着地となることが想定される場所を管轄する都道府県警察は、1の規定に準じ、警察本部において、核燃料物質等の運搬中の事故による原子力災害に対する初動措置の要領を定めたマニュアルを作成するものとする。

3 原子力艦災害初動措置マニュアルの作成

原子力艦の寄港地を管轄する都道府県警察は、1の規定に準じ、警察本部において原子力艦原子力災害に対する初動措置の要領を定めたマニュアルを作成するものとする。

4 見直し

1から3までに掲げる計画及びマニュアルについては、随時見直しを行うものとする。

5 関係機関等との相互連携

都道府県警察は、地方公共団体その他の関係機関及び原子力事業者等と相互

に連携し、原子力災害に備えた諸対策に当たるものとする。

6 原子力災害発生時における連絡体制の整備

都道府県警察は、原子力災害発生時における原子力事業者等からの情報連絡体制に関し、相互の連絡担当者及び連絡責任者を具体的に定めるとともに、連絡を受けた場合の部内での連絡体制の整備を図るものとする。

7 警備体制の整備

都道府県警察は、原子力災害に関する初動活動を迅速かつ的確に行うため、警備本部の設置、職員の招集及び参集、部隊の編成、配置、運用その他の必要な警備体制について整備を図るものとする。

8 防災訓練の実施

1 から 3 までに掲げる計画又はマニュアルを策定した都道府県警察は、国、地方公共団体、防災関係機関及び原子力事業者等と相互に連携し、具体的な原子力災害を想定した実践的な防災訓練を定期的の実施するものとする。また、原子力災害を想定した図上訓練、原子力災害警備用装備資機材の操作訓練、放射性粉じん用防護服の着脱訓練等を随時行うものとする。

第 2 災害時における措置

原子力災害又は原子力災害に発展するおそれのある事象が発生した場合において都道府県警察がとるべき措置は、以下のとおりとする。

1 周辺住民等への情報伝達

都道府県警察は、周辺住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、被災者の安否、医療機関、交通規制、避難方法等に関する情報を正確かつきめ細かに伝達するものとする。

2 避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け

都道府県警察は、地方公共団体等と緊密に連携し、人命の安全を第一に、周辺住民、旅行者、滞在者等に対する避難の誘導、屋内退避の呼び掛けその他の防護活動を行うとともに、住民の避難状況を確認するものとする。

なお、これらの活動に当たっては、避難行動要支援者等に十分配慮するものとする。

3 交通の規制及び緊急輸送の支援

(1) 都道府県警察は、被害の状況及び緊急度を考慮して、一般車両の通行を禁止する等の交通規制を行うものとする。

(2) 都道府県警察は、国等から派遣される専門家、原災法第2条第5号の緊急事態応急対策を行うための装備資機材及び人員の現地への輸送に関する支援を行うよう努めるものとする。

4 犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持

(1) 都道府県警察は、原災法第15条第2項第1号の緊急事態応急対策実施区域及びその周辺の区域において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな治安の確保に努めるものとする。

(2) 都道府県警察は、市町村長等が警戒区域、避難指示区域等を設定したときは、関係機関とともに、当該指示等の実効を挙げるために必要な措置をとるものとする。また、避難住民等の警戒区域への一時立入りが行われるときは、関係機関と連携して、その安全な実施に必要な支援を行うものとする。

(3) 都道府県警察は、原子力緊急事態解除宣言があった時以降において、市町村長等が引き続き警戒区域、避難指示区域等を設定したときは、(1)及び(2)の規定に準じ、引き続き必要な措置をとるものとする。

5 警察職員の被ばく対策

都道府県警察は、警察職員の放射線被ばくを防止するため、国が定める緊急時の防災業務関係者の放射線防護に係る基準に基づく措置を講ずるものとする。そのため、放射性粉じん用防護服、放射性粉じん用防護マスクその他の防護用機材を有効に活用するとともに、個々の職員の被ばく線量を確実に測定し、それを適切に管理するものとする。また、原子力災害合同対策協議会等の場を活用して関係機関と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第6章 危険物等災害対策

第1節 国家公安委員会及び警察庁がとるべき措置

第1 災害に備えての措置

1 関係機関との連絡体制の確立

国家公安委員会及び警察庁は、危険物の漏えい・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、高圧ガスの漏えい・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、毒物・劇物の飛散、漏えい、流出等による多数の死傷者等の発生、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等の発生、石油コンビナート等特別防災区域における危険物等の流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生等の危険物等災害に対する対策に関し、平素から消防庁、経済産業省、厚生労働省等の関係機関と緊密な連絡体制を確立するものとする。

また、警察庁は、都道府県警察の行う危険物等災害対策に関し指導調整を行うものとする。

2 危険物等災害警備用装備資機材の整備充実

国家公安委員会及び警察庁は、都道府県警察における以下の危険物等災害警備用資機材の整備充実を図るものとする。

ア 生化学防護服、特殊型防護ガスマスク等防護用機材

イ ガス等測定器、送排風機等救出救助用機材

3 火薬類取締法等の法令に定める権限の行使

国家公安委員会は、危険物等災害防止のため、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）等の法令に定める権限を適切に行使するものとする。

第2 災害時における措置

警察庁は、危険物等の取扱規制担当省庁（消防庁、経済産業省及び厚生労働省）から、危険物等による大規模な事故が発生した旨の連絡を受けた場合には、直ちに関係都道府県警察へ連絡するとともに、被害規模に関する概括的な情報等を官邸（内閣官房）及び危険物等の取扱規制担当省庁に連絡するものとする。

第2節 地域防災計画の作成の基準となるべき事項

第1 災害に備えての措置

1 関係機関との相互連携

都道府県警察は、地方公共団体、消防機関、危険物等の管理者等の関係機関と相互に連携し、危険物等災害に備えた諸対策に当たるものとする。

2 危険物等関係施設の実態把握

都道府県警察は、危険物等災害の発生に備え、平素から危険物等の貯蔵・取扱事業所、高圧ガスの貯蔵・取扱事業所、石油コンビナート等特別防災区域内における危険物等の取扱事業所等の実態把握に努めるものとする。

3 連絡体制の整備

都道府県警察は、危険物等関係施設において、危険物等災害が発生した場合に備え、事業者等との連絡体制の整備を図るものとする。

4 危険物等災害警備用装備資機材の整備充実

都道府県警察は、危険物等災害に備え、以下の装備資機材の整備充実に努めるものとする。

ア 生化学防護服、特殊型防護ガスマスク等防護用機材

イ ガス等測定器、送排風機、消火器、毛布等救出救助用機材

5 避難場所等の周知徹底

石油コンビナート等危険物等関係施設の所在地を管轄する都道府県警察は、平素の警察活動を通じて、地域住民等に対して、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の避難場所、避難路及び避難時の留意事項について周知徹底を図るものとする。

6 火薬類取締法等の法令に定める権限の行使

都道府県公安委員会及び都道府県警察は、危険物等災害防止のため、火薬類取締法等の法令に定める権限を適切に行使するものとする。

7 防災訓練の実施

都道府県警察は、地方公共団体、消防機関、危険物等の事業者等と相互に連携し、大規模な危険物等災害を想定した実践的な訓練を随時実施するものとする。

また、危険物等災害警備用装備資機材の操作訓練、生化学防護服等の着脱訓練等も随時行うものとする。

第2 災害時における措置

1 情報の収集

都道府県警察は、大規模な危険物等災害が発生した場合においては、警察用

航空機等を活用し、直ちに被害状況等についての情報収集を行うものとする。

また、情報の収集に当たっては、消防機関、危険物等の事業者等と緊密な連携をとり、安全かつ的確な警察活動に資するため、危険物等に対する専門的知識に基づいた正確な情報の収集に努めるものとする。

2 救出救助活動

都道府県警察は、危険物等災害が発生した場合においては、事故発生地を管轄する警察署員、広域緊急援助隊員等を直ちに出勤させ、従業員等被災者の救出救助、避難誘導を行い、被害の拡大防止に努めるものとする。

また、救出救助活動等に当たっては、生化学防護服、特殊型防護ガスマスク、ガス等測定器、送排風機等の装備資機材を有効に活用して、被災者及び警察職員の安全確保に努めるものとする。

3 立入禁止区域の設定

都道府県警察は、危険物等が漏えい、流出又は飛散した場合には、直ちに立入禁止区域を設定して、被害の拡大防止に努めるものとする。

4 危険物等の大量漏えい等に対する応急対策

都道府県警察は、危険物等が大量に漏えい、流出又は飛散した場合には、関係機関と緊密に連携し、地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制活動等を実施するほか、危険物等の防除活動を行うものとする。

5 火薬類取締法等の法令に定める権限の行使

都道府県公安委員会及び都道府県警察は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、火薬類取締法等の法令に定める権限を適切に行使するものとする。

第 7 章 火事災害対策

第 1 節 国家公安委員会及び警察庁がとるべき措置

第 1 災害に備えての措置

国家公安委員会及び警察庁は、大規模な火事による多数の死傷者等の発生及び火災による広範囲にわたる林野の焼失等の火事災害に対する対策に関し、平素か

ら消防庁等の関係機関と緊密な連絡体制を確立するものとする。また、警察庁は、都道府県警察の行う火事災害対策に関し指導調整を行うものとする。

第 2 災害時における措置

警察庁は、都道府県警察等から、大規模な火事災害が発生した旨の連絡を受けた場合においては、被害規模に関する概括的な情報等を官邸（内閣官房）及び消防庁に連絡するものとする。

第 2 節 地域防災計画の作成の基準となるべき事項

第 1 災害に備えての措置

1 関係機関との相互連携

都道府県警察は、消防機関、地方公共団体、営林官署等の関係機関と相互に連携し、火事災害に備えた諸対策に当たるものとする。

2 管内実態の把握

都道府県警察は、平素から、火災が発生した場合に大規模な被害発生のおそれがある高層建築物、地下街等について、それぞれの管理体制及び保安施設の具体的状況等の実態把握に努めるものとする。

3 連絡体制の整備

都道府県警察は、大規模な火事災害が発生した場合における消防機関、高層建築物、地下街等の管理者、営林官署等との連絡体制の整備を図るものとする。

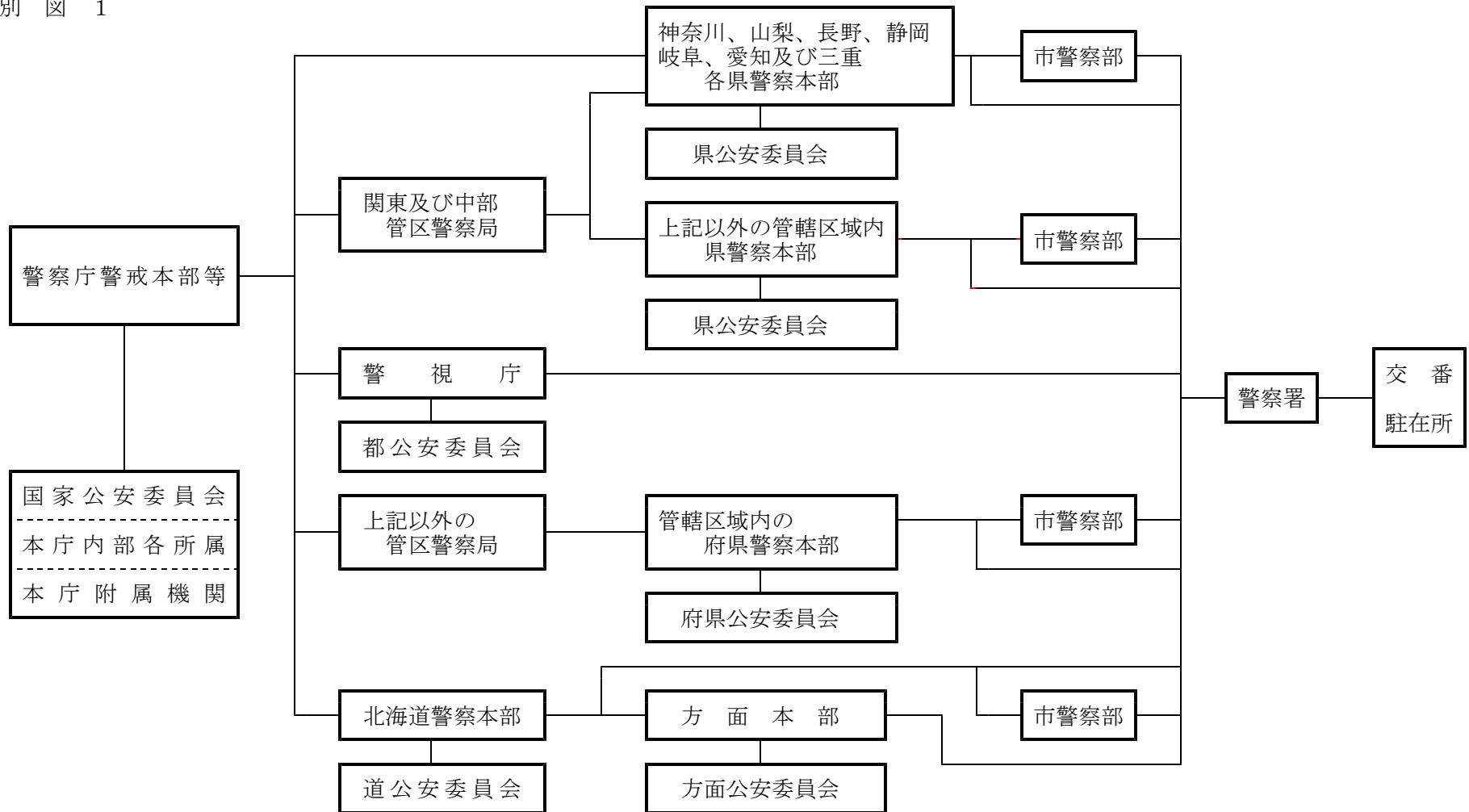
4 防災訓練の実施

都道府県警察は、消防機関等の実施する大規模な火事災害を想定した防災訓練に参加し、相互に連携した訓練を行うよう努めるものとする。

第 2 災害時における措置

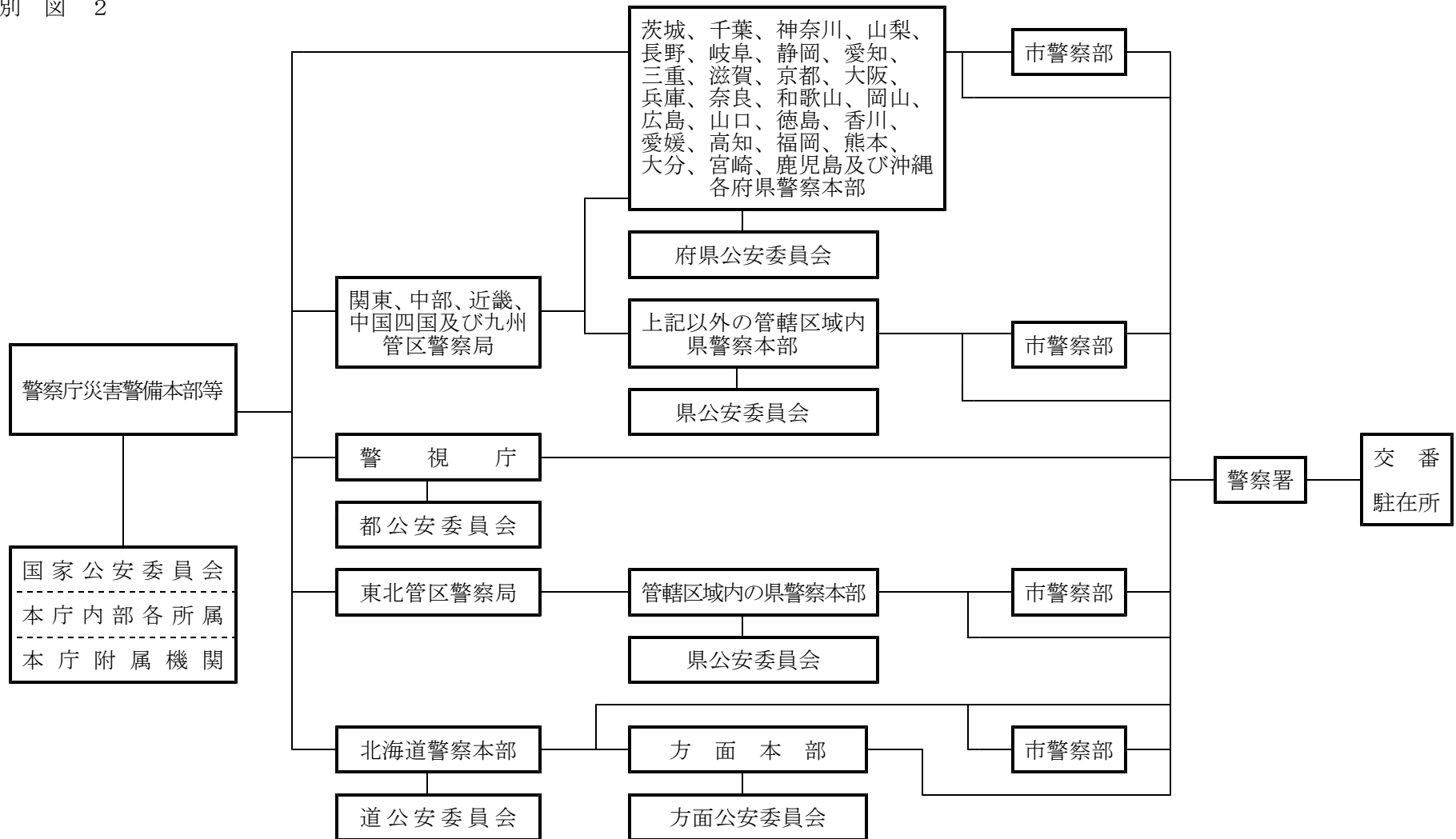
都道府県警察は、大規模な火事災害が発生した場合においては、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を的確に行うものとする。

別 図 1



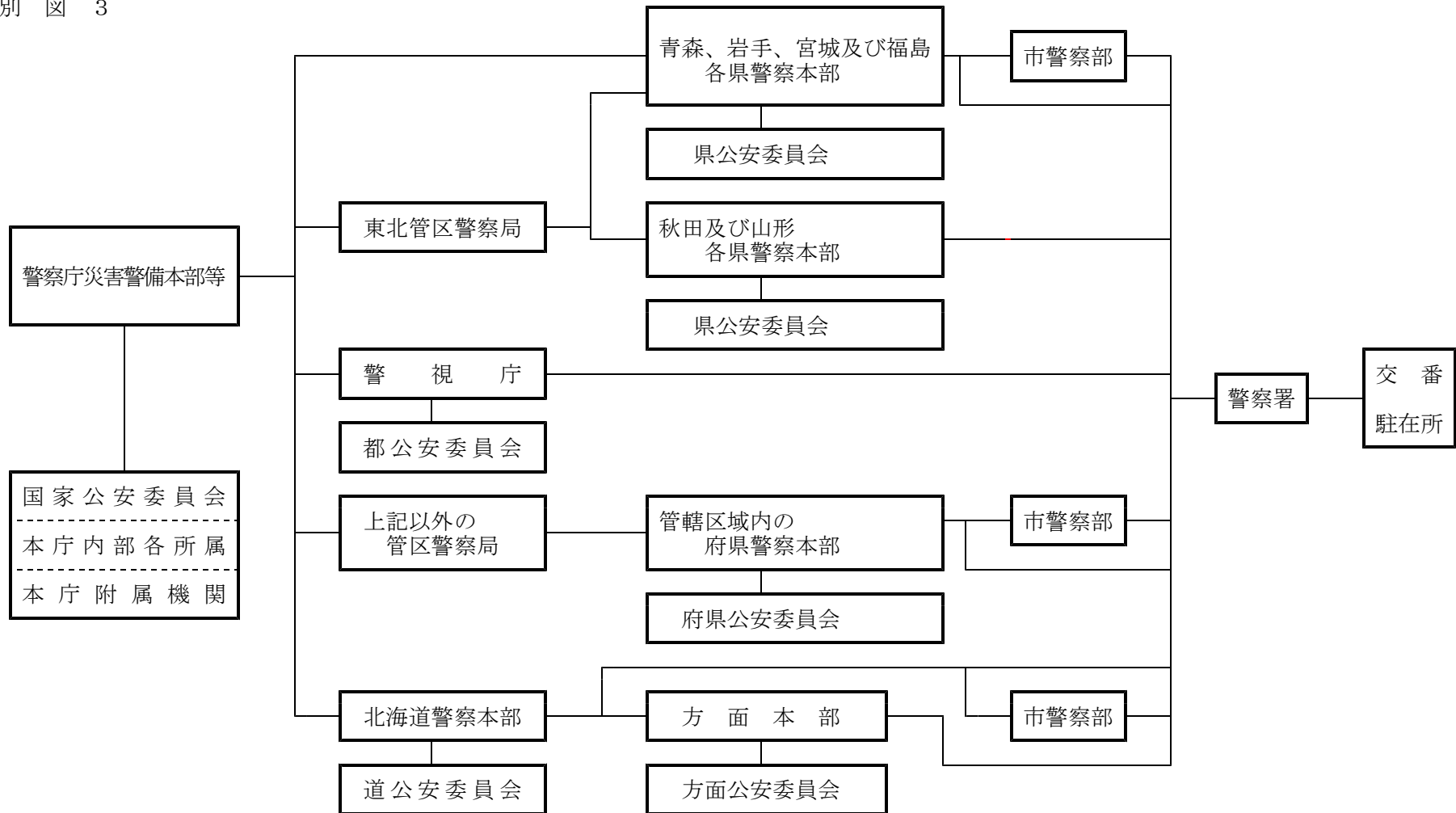
凡 例 ——— 衛星携帯電話、警察電話、その他による伝達

別 図 2



凡 例 ——— 衛星携帯電話、警察電話、その他による伝達

別 図 3



凡 例 ——— 衛星携帯電話、警察電話、その他による伝達